住居の賃貸借の終了をめぐる利益の比較衡量(十三)

―ドイツ裁判例研究からの模索

田

中

英

目 次 ※

序説

Ι

1 本論文の位置づけ

関連するBGBの規定等の確認

3 2

日本法の判例における借家権の存続保護に関する判断枠組みの確認

4 考察の方法と順序(以上、五二巻一号)

賃借人にとっての「苛酷さ」をめぐる住居使用賃貸借関係の解約告知に関する裁判例の判断枠組み 比較衡量の前提となることがらにかかわる裁判例

 \prod

1 BGB五七四条の意義等について

西南学院大学法学論集

第五六巻

第三号 (二〇二三年 十二月)

司

2 賃借人にとっての「苛酷さ」の意義について

3 民事訴訟法七二一条にしたがった「明渡しからの保護」との関係について(以上、五二巻二・四合併号)

比較衡量それ自体にかかわる裁判例

1 利益の比較衡量の基本的な枠組みにか かわる裁判例

(1) 利益の比較衡量の基本について

①連邦憲法裁判所および連邦通常裁判所等の裁判例

②下級審裁判所の裁判例 (以上、五三巻一号) (②の五の第五の裁判例まで、五三巻四号)

③

小括

(以上、 五四巻一号)

当事者の態様 ・認識について

(2)

②当該解約告知の対象の選択における賃貸人の態様・認識が問題とされた事案 ①当該契約の締結時または当該住居の取得時における当事者の態様 ・認識が問題とされた事案

③当事者の態様 ・認識が問題とされたその他の事案

当事者の利益が均衡している場合について

(3)

(以上、五四巻二号)

具体的な利益の比較衡量に関する裁判例

2

- (1) 生命・身体・健康の侵害が問題とされた事案
- ①賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案

(以上、五四巻三·四合併号)

②賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案

③小括 (以上、五五巻一号)

代替住居の調達が問題とされた事案

(2)

①代替住居の調達に関する一般的なことがらにかかわる裁判例

①二重の転居になることが考慮された事案

②賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案

(以上、五五巻二号)

⑤その他の事情が考慮された事案

(以上、五五巻三号)

③賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案

③二重の転居になることが考慮されなかった事案

⑤その他の事情から賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案(⑥の三の第八の裁判例まで、五五巻四号。第

西南学院大学法学論集 第五六巻 第三号(二〇二三年 十二月)

二九の裁判例まで、五六巻一・二合併号)

④小括 (以上、本巻本号)

(3) 経済的な支出が問題とされた事案

その他の利益の侵害が問題とされた事案

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

総括

(4)

賃借人にとっての「苛酷さ」をめぐる住居使用賃貸借関係の解約告知に関する裁判例の判断枠組み

II

(2)

代替住居の調達が問題とされた事案

③賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案

2

具体的な利益の比較衡量に関する裁判例

比較衡量それ自体にかかわる裁判例

102

⑤その他の事情から賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案

から、 最後に、 ないことを証明しなかったという理由、 賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案である、と考えることができる。事案の数としてはかなり多くなるが、 それ以外の事案は、ひとことでまとめるとすると、賃借人が相当な代替住居が要求できる条件で調達されることができ そのような裁判例をみておくことにする。 あるいは、賃借人が代替住居の調達義務を果たしたことを証明しなかったという理由

第三○に、筆者の既存の研究においても取り上げたところのランダウ・イン・デア・プファルツ地方裁判所一九九二年三月 03

七日判決をみておきたい。

すでに考察したように、事案の概要の要点は、次のようであった。

の付属室のほかに、より多くの部屋、独立した浴室、および、独立した台所を備え、よりよく換気もできるからであった。 た。というのは、本件住居は、ほんの少しだけ原告の息子の現在の住居よりも広いが、そのことのみならず、 する住居に居住していたため、 係を解約告知した。原告の息子は、現在、固有の台所も子供部屋もないところの二つの部屋から構成されていた地下室に所在 区裁判所は原告の本件明渡しの訴えを認容したため、被告らは、地方裁判所に控訴したのである。 原告(賃貸人)は、原告の息子とその家族のために、「自己必要」を理由として、被告(賃借人)らとの本件使用賃貸借関 屋階に所在し、 台所と浴室をともなう三つの部屋から構成されていた本件住居に転居したか 地下室と屋根裏 5

西南学院大学法学論集

第五六巻

控訴審において、 代替住居の探索のための被告らのむだな努力が判明するところの証拠書類を地方裁判所に提出

地方裁判所は、 結論として、 区裁判所の判決を是認し、 被告 (賃借人)らの本件控訴を棄却した。

である」、と論じた された自己必要は、 の必要が認められていたことから出発した。というのは、原告の息子は、彼の家族とともに、現在、不十分に居住させられて たのであり、そのことから、本件住居に自分自身で入居するつもりであるからである。原告によって彼の息子のために主張 その判決理由において、地方裁判所は、はじめに、「区裁判所は、正当に、原告によって彼の息子のために主張された利用 被告らの見解に反して・・・・あとづけることができ、 筋の通った理由によっても、 ともなわれてい

ることができるところの過度な苛酷さを意味しないことから出発した限りでも、正しかった」、と判断したが、 地方裁判所は、「区裁判所の判決は、 また、 本件解約告知が被告らにとって本件使用賃貸借関係の継続を正当化す その理由につ

「・・・・本件解約告知からこのかた、その間に二年が過ぎ去った。第一審において、被告らは、被告らがその間に住居を

いて、次のように論じたのである。

が・ 獲得するために何を行ったのかということを立証的に説明しなかったし、具体的に立証もしなかった。代替住居 この関連において原告の息子に対する被告らのより少ない収入を参照するように指示した限りで言えば、事実上の 習になっている賃料で見出すことができないことは、被告らの申立てにしたがって確認されることができなかった。 このことにしたがわれることはできなかった。第一審における・・・・聴聞が明らかにしたように、被告らの家族の収入 が・ そ・の・ 理·由· 地方で

は、原告の息子の家族の収入に応じた金額に対応するのである。

たのである。 情において、控訴手続きにおいてもまた、相当な代替住居が要求できる条件で調達できないことは確認されることができなかっ らは、実際に、一九九二年の広告の依頼を通してはじめて自分自身のイニシアチブを展開したことが判明した。このような事 これらの証拠書類は、ほとんどすべて一緒に、区裁判所の明渡判決の言渡し後の日付であった。これらの証拠書類から、被告 被告らが今や控訴審において代替住居のための被告らのむだな努力が判明するところの証拠書類を提出した限りで言えば、

ればならないことに至らなかったのであるから、区裁判所によって認められた明渡期間をなおさらに続けて延長することは、 去り、被告らが、この一年を、もしくは、本件解約告知期間をも集中的に住居の探索のために利用したことから出発されなけ このような事情を考慮して、および、本件解約告知期間の満了から区裁判所によって認められた明渡期間まで、一年が 105

正当化されてもいなかったのである」。

第三一に、すでにⅡの一の2において取り上げたところのボン地方裁判所一九九二年三月一九日判決(裁判例【3】)をみ

すでに考察したように、事案の概要の要点は、次のようであった。

帯費用を加えて月あたり五○○ドイツマルクの賃料で、 被告(賃借人)は、一九八六年一二月二七日の使用賃貸借契約をもって、 期間の定めなく、 本件住居を賃借していた。原告 原告らの前主から、一九八七年一月一日以来、付 (賃貸人) らは、

ることを意図した。 係を解約告知した。 九九〇年一〇月三〇日付の書面をもって、 さらに、 原告らの娘は、 原告らは、 X博士と婚姻生活に入り、 一九九一年七月二五日に、 原告らの娘のために、「自己必要」を理由として、被告らとの本件使用賃貸借関 本件住居(二戸建住宅の半分)において共同して住居を利用 新たに、 一九九一年一〇月三一日付で、 本件使用賃貸借関 す

係を解約告知したのである

(本件解約告知

最高 件住居を明け渡すことが可能な状況になかったことを主張した。 これに対して、被告は、原告らの「自己必要」の真摯さを疑ったほか、次のような理由から、一九九二年の経過する前に本 のエペ競技者に属し、 メダル獲得の見通しをもって、翌年 (一九九二年) すなわち、 被告は、 のバルセロナオリンピックに参加することがで 歯科学の学生であったし、 同 世界

年八月九日に終了するバルセロナオリンピックを顧慮して、一九九二年九月三○日までの明渡期間を被告に認めたのである。 酷さ」にもあたらなかった、と判断した。ただし、他方において、区裁判所は、民事訴訟法七二一条にしたがって、一九九二 いう結果をともなって、 きることから出発できるところの高度の能力が要求される競技スポーツ選手であったという理由である 区 |裁判所は、一九九一年七月二五日の本件解約告知は、 正当化されたものであったし、さらに、 本件使用賃貸借関係が一九九一年一〇月三一日をもって終了したと 本件使用賃貸借関係の終了は被告 (賃借人) にとっての

で終了させられていたからである。申し立てられたところの自己必要という解約告知理由は、 らの本件解約告知にもとづいて、 する請求権を有する。 というのは、 BGB五六四b条一項、二項二号にしたがって、法的に有効に、一九九一年一○月三一日付 原告らと被告との間に存続していた本件使用賃貸借関係は、 一九九一年七月二五日の本件解 一九九一年七月二五日の原告

結論として、「原告らは・・・・被告に対して、被告によって居住された本件住居の明渡しと返還に対

地方裁判所もまた、

ろの苛酷さを意味したことを論理的に説明しなかったからである」、と判断した。 本件使用賃貸借関係の終了が、 BGB五五六a条一項にしたがって、 被告にとって、原告らの正当な利益を考慮に入れても正当化されることができないとこ 本件使用賃貸借関係の継続に対する請求権を有しなかった。 というのは、

その判決理由において、地方裁判所は、はじめに、すでに考察したように、賃借人にとっての「苛酷さ」の意義について論

かどうかということであったが、被告は、代替住居の調達義務を果たさなかったし、相当な代替住居が要求できる条件で調達 告(賃借人)が代替住居の調達について被告のスポーツ上の大望という私的な利益と勉学との結合によって妨げられていたの そのうえで、地方裁判所は、本件事案において、賃借人にとっての「苛酷さ」について考慮されなければならない点は、 被

されることができなかった、もしくは、調達されることができないことを立証的に説明しなかった、と判断したのである。

地方裁判所は、そのように判断した理由について、次のように論じたのである。

る場合にのみ、当該義務を果たすのである。被告は、この点では、一九九一年八月に、両親を通して、二人の仲介業者に委託 きるすべての、したがって、資金的な犠牲とも結びつけられた措置を講じ、すなわち、必要な場合には仲介業者をも介入させ 賃借人が、代替住居を得ようと努力しなければならないことを前提とする。賃借人は、個人的および経済的に賃借人に要求で たことだけを申し立てた。被告は、その他の点では、一九九一年七月二五日の本件解約告知の意思表示以来、どのような努 |苛酷さは、代替住居が調達されることができない場合にのみ存在する。しかし、このことは、BGBの文言にしたがって、

ぁ 上· て、なお試験の段階にはなかった。しかし、BGB五五六a条一項にしたがった比較衡量の枠組みにおいて、被告のスポー 利益と勉学との結合によって妨げられていたとみられるからである。その他の点では、 が・ 一九九三年の終わりまで、被告を妨げたのか、および、妨げているのかという点を、被告は立証的に説明しなかったのである。 が・ 力を展開したの が、 何故、 の大望は重要でなかった。 その他の点では、確かに、場合によっては、試験またはドクターの学位を取得する最終段階にある賃借人は保護に値する しかし、両方のことは被告にあてはまらなかった。というのは、被告は、代替住居の調達について、 ゕ・ この点では、 仲介業者を通してより強く住居を探すこと、および、仲介された住居の時々の検分について、一 被告は被告の勉学およびスポーツ活動によって時間的に強く制限されているかもしれない かという点を説明しなかった。それとともに、被告は、被告の代替住居調達義務を果たさなかったのである。 被告は、 加的に負担がかけられていなかった場合にも、妨げられていたことを説明しなかったのである。 というのは、スポーツ上の大望は、 代替住居の調達について、一九九一年七月二五日以来、被告によって選んで決められたス BGB五五六a条一項の社会的な保護目的に属さない 被告の勉学は、被告の申立てに が. 被· 告· し・ 九九二年または 1のスポ か・ し、このこと ッ・ 上・ からで 1. ツ・ つ・ 0).

立· 証· 的に説 崩・ な・ か・ ったのである。

被告は、相当な代替住居が要求できる条件で調達されることができなかった、もしくは、調達されることができないことを

ツ上の責務によって追

すなわち、 を凌駕した。というのは、 それにしたがって、 計画された婚姻と共同の住居における家族の創設を、 被告との本件使用賃貸借関係の終了についての原告らの正当な利益は、 原告らの娘とその婚約者に、 継続された使用賃貸借関係の枠組みにおいて、彼らの人生の計 被告の私的な利益のために、一九九二年の終わり、 その継続につい ての被告 または)利益

そのうえさらに、一九九三年の終わりまで延期することが要求されることはできないからである」。

地方裁判所は、すでに考察したように、区裁判所によって認められたところの明渡期間をさらに一ヶ月延長して認

第三二に、ドルトムント区裁判所一九九二年五月二七日判決をみておきたい。

めたのである。

【13】ドルトムント区裁判所一九九二年五月二七日判決

[事案の概要と経緯

および、 借関係は相当な範囲においてうまくいっていなかった、と主張した。また、「自己必要」については、原告の娘、その婚約者、 は二世帯用住宅であったため、 とともに上階に所在する本件住居に居住していた。一方、原告は、彼の家族とともに本件建物の一階の住居に居住していた。 ら構成されていた本件住居の賃借人であった。被告(賃借人)らは、成人し職業に従事しているところの彼らの二人の息子ら 原告は、一九九一年四月二五日に、一九九二年一月三一日付で、被告らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。 本件使用賃貸借関係を解約告知した。原告は、当事者の間には争いの状態あるいは意見の相違が存在し、本件使用賃貸 彼らの子供のために、本件住居が必要とされる、と申し立てられた。 一九八五年七月一日以来、 原告は、主として、 原告(賃貸人)の本件建物 BGB旧五六四b条四項にしたがって、追加的に、 (二世帯用住宅) に所在するところの三つと半分の 「自己必要」を理由 本件建物 部屋か

被告 5 あった。 合には、そのつど自分自身の住居を探さなければならなかった。被告らと彼らの息子らは、 の状態があることを否認したほか、次のように申し立てた。すなわち、 緒にいようと決めていた。 移動することがほとんど可能でなかった。二一歳と二七歳の二人の息子らは、 夫 比較できる条件において、 は、 手術で脚を切断したからである。 被告らは、 BGB旧五五六a条にしたがって、本件解約告知に異議を述べた。被告らは、 しかし、 代替住居は手に入れられることができないのである。 それは、 五五〇ドイツマル もう片方の足は血管の病気のためにはなはだしく損なわれていたのであるか クの基本賃料をともなう現在の本件住居においてだけ可能で 被告(夫) は、 本件住居が明け渡されなければならない場 重度の身体障害であった。 被告らの家族がさしあたりずっと 当事者の間に争い

半決理由

区裁判所は、 結論として、 「本件訴えは・ ・・・理由づけられていた

本件使用賃貸借関係は、 本件住居を明け渡し原告に返還するように義務づけられていた」、と判断した。 一九九一年四月二五日の本件解約告知によって、一 九九二年一月三一日付で終了させられていたし、

n 二世帯用住宅における緊密な共同生活にかんがみて、 与されていた。 .ばならないわけではない―を用いる権利を賃貸人に認めるところの困難さに行き着いたことが判明した その判決理由において、区裁判所は、はじめに、「原告は、BGB五六四b条四項にしたがって、 当事者によって居住された二世帯用住宅にかかわる問題であった』、と述べたうえで、 自己の解約告知権 ―通常は賃貸人が全くその解約告知権を理 本件解約告知の権限を付 「両当事者の申 曲づけなけ

本件使用賃貸借関係の破壊について語られうる。本件において、この破壊が何に帰せられなければならないのかと

111

第三三に、ベルリン地方裁判所一九九三年九月九日判決をみておきたい。

【16】ベルリン地方裁判所一九九三年九月九日判決

[事案の概要と経緯

事実関係の詳細は明らかでないが、 判例集から読み取れる事案の概要は、次のようであった。

(賃貸人)らは、「自己必要」を理由として、 被告 (賃借人) らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。

BGB旧五五六a条にしたがって、代替住居が欠けていることを理由として、本件解約告知に異議を述べたのである。 原告らに属する本件住居において、ベルリンにおける原告らの晩年を過ごすつもりであった。これに対して、 被告らは

地方裁判所に控訴したのは、原告らであった。

[判決理由

地方裁判所は、 結論として、「(区裁判所の判決に対する) 本件控訴は、許容しうるし、理由づけられていた。

被告らが・・・・本件使用賃貸借関係の終了が、被告らにとって、原告らの正当な利益を評価しても正当化されることがで

きないところの要求できない苛酷さを意味したこと(BGB五五六a条一項一文)を引き合いに出した限りで言えば、

むろん、 これにしたがうことができなかったのである』、と判断した。

もっぱらベルリンにおける困難な住居についての状況だけで、この苛酷さの要件を満たすことはいまだにない。

その判決理由において、地方裁判所は、そのように判断した理由について、次のように論じたのである。

原告らは、

購入する心構えがあったのだから、いっそうそうであったのである。

の検分は、十分でなかった。このことは・・・・被告らはおそらくそのうえさらに住居所有権をも購入する状況にあったし、

利益に対して、 るところの原告らの の継続についての被告らの利益よりも優先しなければならないのかどうかという問題の審理に立ち入ることができなかった。 このような事情において、 当裁判所は・・ おそらく、 利益が、 原告らの利益に優位を認めるであろう。 • 当部は、 代替住居が欠けていることにもとづいて正当化されなければならないところの本件使用賃貸借関 現在の事柄の状況にしたがって、 被告らによって居住された本件住居の取戻しについての原告らの正当な利益を理由づけ 原告らの個人的 というのは、 被告らは、 ・健康的な状態を顧慮して・・ 比較できる負担をかける事情を被

南学院大学法学論集

第五六巻

第三号 (二〇二三年

十二月

告らにとって有利な結果になるように申し立てなかったからである」。

た住居市場の状況が存在したが、しかし、特別な困難な社会的状況は申し立てられていなかったことから出発した。

地方裁判所は、「当部は、一九九四年一月三一日まで明渡期間を見積もる場合に、確かにベルリンにおいて緊張し

う正当な要求を評価して、当部は、定められた明渡期間を相当であると考えるのである」、と付言したのである。 このような事情のもとで、および、今や、原告らに属する本件住居において、ベルリンにおける原告らの晩年を過ごすとい

第三四に、すでにⅡの二の2の⑴の②において取り上げたところのレラハ区裁判所一九九五年一二月六日判決 (裁判例 75

すでに考察したように、事案の概要の要点は、次のようであった。をみておきたい。

(賃貸人) は、 一九九四年のはじめに、被告(賃借人)らによって居住された本件住居 (住居所有権) を、 自分自身で

本件住居を利用することができるために購入した。

原告は、現在、妻、一九八五年一二月六日に生まれた息子、および、一九九一年一一月一八日に生まれた娘とともに、七七

平方メートルの広さで三つの部屋から構成されていた住居に居住していた。原告の住居においては、息子だけがひとつの自分

自身の部屋をもち、 娘は両親の部屋において眠らなければならなかった。

ていた。被告・一と被告・二は、一九七二年七月七日の本件使用賃貸借契約によって、当時の所有者から、本件住居を賃借した。 他方において、被告らによって居住された本件住居は、九二平方メートルそこそこの広さであり、四つの部屋から構成され

提供することができるために、LからRに引っ越した。被告・二(夫)は、七七歳であり、股関節疾患であった。 を受け取っていた。 結果として生じた。 に苦しみ、そして、 被告・一(妻)は、六九歳であった。被告・一は、過去において、何度か入院治療をした。被告・一は、重い腎臓病、 被告・一の健康状態にもとづいて、被告・一の娘が、少し前に、被告・一のための世話の遂行をよりよく 被告・一は、 重い糖尿病であった。糖尿病から、 月あたり六一八ドイツマルクの年金、 脚の動脈硬化、 ならびに、月あたり八○○ドイツマルクの生活扶助料 血行不全、 および、進行性の白内障のような続発症

使用賃貸借関係を解約告知した。これに対して、被告らは、 一九九五年二月一日付の書面をもって、「自己必要」を理由として、 一九九五年七月二八日付の書面をもって、 一九九六年一月三一日付で、 BGB旧五五六a条の 被告らとの本件

月あたり約九○○ドイツマルクの金額における就業不能年金を受け取っていた。

被告・一と被告・二の三一歳の息子であったが、二年前から、

および、さらに付け加えて、

八○○ドイツマルクの金額における企業体からの年金をもって

労働災害にもとづいて、

就業不能であり

ί,

約一六○○ドイツマルクの年金、

枠組みにおいて、 期間の定めなく本件使用賃貸借関係の継続を請求したのである

X 裁判所は、 結論として、「・・・・許容しうる本件訴えは、 理由づけられてもいた。

被告・一と被告・二は、 当事者の間の本件使用賃貸借関係は、 原告は、 BGB五六四b条二項1 BGB五五六a条にしたがって、本件使用賃貸借関係の継続を請求することもできなかったのであ 一九九五年二月一日の本件解約告知によって、 二号の意味における本件使用賃貸借関係の終了についての正当な利益を有した。 一九九六年一月三一日付で、 終了させ

西南学院大学法学論集 第五六卷 第三号(二〇二三年 十二月)

る。 の比較衡量を綿密に行い、 その判決理由において、 区裁判所は、 次のように論じることにより、代替住居の調達の観点からの被告(賃借人)らの異議をも退けたのであ 身体・健康の侵害の観点からの賃借人らの異議を退け、賃借人らにとっての「苛酷さ」を否定した。 区裁判所は、すでに考察したように、原告(賃貸人)の利益と被告(賃借人)らの利益とのあいだ

なければならなかった。知人仲間におけるただそれだけの照会は、Rにおいて、一階の住居、あるいは、エレベーターを備え ること、あるいは、自分自身の住居探しの広告を依頼することが、被告らに要求されなければならなかったのである。 た住居が全く提供されるという事実にかんがみて、この点では、十分でなかった。少なくとも、仲介業者かR市に問い合わせ いて、被告らに対して、被告らが本件解約告知を受け取ってから十分に代替住居を得ようと努力しなかったことは非 「・・・・比較できる住居をRにおいてそれほど迅速に見つけ出すことができないという懸念はあった。もっとも、本件に 被告らの経済的な諸関係も、代替住居の探索がはじめから見込みのないように思われるほど、不適切ではない のであ

区裁判所は、すでに考察したように、一年の明渡期間を被告(賃借人)らに認めたのである。

第三五に、 ハンブルク地方裁判所二〇〇三年一月九日判決をみておきたい。

【16】ハンブルク地方裁判所二〇〇三年一月九日判決

[事案の概要と経緯

事実関係の詳細は明らかでないが、 判例集から読み取れる事案の概要は、 次のようであった。

解約告知した。これに対して、被告は、 (賃貸人) は、 原告の娘とその家族のために、「自己必要」を理由として、 BGB旧五五六a条にしたがって、多様な観点から、 被告 (賃借人)との本件使用賃貸借関係を 本件解約告知に異議を述べ、本

件使用賃貸借関係の継続を請求したのである。

[判決理由

地方裁判所は、 結論として、原告(賃貸人)の本件明渡しの訴えを認容した。

七日の自己必要を理由とする本件解約告知を、 その判決理由において、地方裁判所は、はじめに、「区裁判所は、 形式的に有効であり、 当然、かつ、 BGB五六四b条二項二号にしたがっても、 的確な理由づけをもって、二〇〇〇年七月 117 理由づけ

られていた、と考えたのである」、と述べた。

ついて、 使えるようになったこととの関係において、 次のように論じた。 地方裁判所は、 本件訴訟が経過する間に、原告(賃貸人)の息子によって居住されたところのまた別の住居が自由に 原告の「自己必要」を理由とする本件明渡請求は権利の濫用でもなかったことに

うるところの代わりの住居が自由になる場合に、その明渡請求を引き続いて追求することは権利の濫用になる。しかし、 確かに、その明渡請求を処理するまで、所有権者によって定められた居住の必要が本質的な削減をともなわずに満たされ 本件において、 認められていなかった。 原告は、 その適正が欠けているために、その代わりの住居の利用を指示され この

西南学院大学法学論集

第五六巻

第三号 (二〇二三年

十二月)

告の娘、 より広かった。本件住居の設備 ることができなかったのである。 その夫、 および、 共通の子供による利用のために、 (浴槽を備えた浴室)、および、その様式 (より多くの部屋) 被告の本件住居は、自由に使えるようになった代わりの住居よりも、四○平方メートルだけ 明らかによりよく適当である」。 にもとづいて、 本件住居は、 原

地方裁判所は、 地方裁判所は、 いずれの観点からの被告(賃借人)の異議をも退けたが、代替住居の調達の観点からの賃借人の異議を退け 「BGB五五六a条・・・・にしたがった継続の請求は、 理由づけられていなかった」、と判断した。

た理由について、

次のように論じたのである。

ことは、賃借人の義務である。賃借人は、その場合に、ある程度の悪化をも甘受しなければならないし、代替住居の探索は、 れたのかという点、および、何故記載された住居の賃借が可能でなかったのか、あるいは、要求できなかったのかという点で 新しい住居も探されたのかどうかという点、どのような市区が探索に含められていたのかという点、いつ賃借の努力が始めら 原則として、これまでの居住地域に限定されてはならない。被告の記録文書は、次の諸点を認識せしめなかった。すなわち、 なかった。二○○○年七月一七日の本件解約告知以降、代替住居の獲得のためにすべての必要で要求できる措置をとらえる -被告が代替住居を相当な条件で見出すことができなかったと主張した限りで言えば、この申立ては、十分に立証されて

二〇〇三年三月一〇日判決 筆者の既存の研究、 (裁判例【78】)をみておきたい。 および、 すでにⅡの二の2の⑴の②において取り上げたところのケルン上級地方裁判所

すでに考察したように、事案の概要の要点は、次のようであった。

広さのひとつの住居がそれぞれ所在した。原告らは、本件建物を改築し、一階の飲食店においてアイスクリームパーラーを営 月三一日付で、被告 むことを意図した。 して登記された。本件建物は、全部で四つの階層から構成され、一階には飲食店、三つの上階にはおよそ四○平方メートルの ていた。 七九歳と七四歳の被告らは、 原告 (賃貸人) らは、二○○○年の終わりに、 そこで、原告らは、二〇〇一年一月一六日付の書面をもって、「自己必要」を理由として、二〇〇二年一 (賃借人)らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。 一九五九年二月から、 本件建物の三階に所在する四○平方メートルの広さの本件住居を賃借し 本件建物の所有権を取得し、二〇〇一年一一月二七日に、 所有権者と

たN婦人の父親もまた、 であるのに対して、 人家族で、本件建物に入居するつもりである。その場合に、 N家族によって居住されるということになる」、と述べていた。 われわれは、 われわれのところに引っ越すということになるが、 あなた方(被告ら)の本件住居に入居するつもりである。・・・・また、 われわれの二人の子供らは、 彼は世話されなければならない。それで、 ほかの二つの住居に入居するつもり その間に妻を失っ 本件建

れていた。そして、 に狭いことが判明した。そのことから、今や、原告らは四階の住居に、原告・二の父親は屋階の住居に入居することが見込ま ともとは原告らと原告・二の父親のために予定されていたところの三階の本件住居は、 原告らは、 被告らの本件住居は、原告らの二人の息子らによって入居されるということになった。 次のように主張した。すなわち、原告らは、 四階の高さまで本件建物を拡張することを計 計画された拡張にしたがってもあまり 画したが、

原告らは、被告らに対する本件解約告知の書面において、その「自己必要」の理由づけについて、「われわれN家族は、五 119

被告らは、原告らの「自己必要」を否認し、原告らはそれらの住居をも営業的に利用するつもりである、と

主張したほか、

に、 より近い周辺の地域における住居だけが考慮の対象になった。 ゆかなかった。被告らの息子が近くに居住し、被告らの医師と扶養にかかわるすべての施設も近くに存在するのであるから、 申し立てたが、それに加えて、次のように申し立てた。すなわち、これまで、相当な代替住居を見出すことは被告らにうまく あまりに高 医師の診断書を提出して、 BGB五七四条にしたがって、本件解約告知に異議を述べたのである。 い賃料のために受け入れられなかったのである。 転居することは被告らにとって健康上の理由から要求されることができなかった、と 原告らによって被告らのために挙げられた諸々の住居は、すで

区 |裁判所は原告らの本件明渡しの訴えを棄却したため、原告らは、上級地方裁判所に控訴したのである。 結論として、「原告らは、被告らに対して・・・・原告らの本件建物の三階に所在する被告らによって 120

級地方裁判所は、

年一月一六日の原告らの自己必要を理由とする本件解約告知によって・・・ー 居住された本件住居の明渡しを請求することができる。 というのは、 当事者の間に存在した本件使用賃貸借関係は、 年の解約告知期間 の経過とともに・・・・

二〇〇二年一月三一日に終了させられていたからである」、と判断した。

これまでの住居から転居し、 すべての住居が使用されることになるため、本件建物の三階に所在する本件住居をも必要とするという場合、そのことは、 その判決理由において、 上級地方裁判所は、 原告・二の父親をも含めて、 はじめに、 家族全体で本件建物に居住するつもりであり、 筆者の既存の研究において考察したように、 原告 本件建物に所在する (賃貸人) 筋

あとづけることができる理由にあたり、BGB五七三条二項二号の意味における「自己必要」が存在したことを論じ

の通り、

わずかに申し立てたのである」、と判断した。 借関係の継続を請求することもできなかった。 上級地方裁判所は、 「被告らは、 また、 被告らは、 B G B 五七四条にしたがって、 BGB五七四条の意味における社会的な苛酷さのために、 本件解約告知に異議を述べ、 本件 あまりに 使用賃貸

ておきたい。上級地方裁判所は、次のように論じたのである。 考察した。ここでは、 そのように判断した理由について、上級地方裁判所は、 身体 ・健康の侵害の観点からの賃借人らの異議を退けた理由については、 さらに、上級地方裁判所が、 代替住居の調達の観点からの賃借人らの異議を退けた理由 被告 (賃借人) らの異議について大きく二つの点に整理して論じた すでにⅡの二の2の(1)の について考察し ②におい 7

た。というのは、 被告らは、相当で要求できる代替住居を見出すことが被告らに可能でないことを引き合いに出すこともできなか 被告らは、これまでほかの住居を見出すためにどのような努力を講じたのかという点を説明しなかったから う・

である

う点のための具体的な申立てが、これに属する。緊張した住居市場についての状況の一般的な指摘は、十分でない。というの その場合に、賃借人は、必要とあれば、このことが場合によっては起こりうる住宅補助金に対する請求権をも含めた家族の収 は、賃借人は、正当な解約告知を受け取ってから、相当な代替住居を得ようと努力するように義務づけられているからである。 替住居を見出さないことを引き合いに出すならば、賃借人が相当な代替住居を見出すためにどのような努力を講じたのかとい 賃借人は、 賃借人によって主張された特別な苛酷さのための理由 .を詳細に説明しなければならない。賃借人が要求できる代

西南学院大学法学論集

第五六巻

第三号 (二〇二三年 十二月)

入を考慮に入れて賃借人にとって負担できる限り、より高い賃料をも甘受しなければならないのである。

二〇〇一年一一月九日付の賃借人協会の書面において、被告らが住居の探索をめざしていることを申し立てたが、しかし、ど 請求権が存在するのかどうかという点についても、あらゆる申立てが欠けていた。当部は、すでに、二〇〇二年一二月二日の について、どんな申立ても欠けていた。どのような賃料が被告らのためになお負担できるのか、および、住宅補助金に対する のような措置を被告らがとらえたのか、および、何故被告らがこれまで相当な住居を見出すことができなかったのかという点 被告らは、対応する住居を見出すために、どのような努力を講じたのかという点を説明しなかった。 確かに、被告らは、

代替住居を被告らの現在の本件住居の近郊において見出すことが被告らにとって本当に可能でないのかどうかという点は、も そのことから、二〇〇三年一月二一日付の書面における被告らの申立てにもとづいても、当部にとって、相当で要求できる 122

弁論期日において、被告らにこの点への注意を喚起したのである。

う一度熟考させられることができなかったのである」。

十分であると判断したのである』、と付言したのである て相当な明渡期間が判決において定められなければならなかった。当部は、明渡判決の言渡しから六ヶ月の明渡期間を相当で 最後に、上級地方裁判所は、「民事訴訟法七二一条にしたがって、被告らの対応する申立てにもとづいて、その事情にしたがっ

第三七に、すでにⅡの二の2の⑴の②において取り上げたところのブレーメン地方裁判所二○○三年五月二二日判決(裁判

例【79】)をみておきたい。

すでに考察したように、事案の概要の要点は、次のようであった。

た。 契約を締結した。 一九八五年五月二一日に、当時の所有者と、 (賃借人)らは、 本件使用賃貸借関係は、 当時の所有者がその前に被告らの所有物であった本件土地・建物を競売の方法において取得したあと 期間の定めなく進行中であり、 PのM通りに存在する車庫と庭をともなう本件建物に関する本件使用賃貸借 月あたりの賃料は、五一一ユーロ三〇セントであっ

れた。その三日後に、 原告 彼の長年のパートナーと家族の創設という目的のために本件建物に入居するつもりであったからである (賃貸人) は、二○○○年に、本件土地・建物の所有権を取得し、二○○○年一二月一九日に、 原告は、二〇〇一年一二月三一日付で、被告らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。 所有権者として登記さ というのは

いて、比較できる代替住居は、月あたり一千ユーロでのみ手に入れられることができるのであり、被告らの収入にかんがみて、 て、さらに、被告・一の健康状態のことを考えて、要求できない「苛酷さ」を意味したことを引き合いに出したほか、 告らは、 これに対して、七○歳と七三歳の被告らは、二○○一年一二月一九日付の書面をもって、本件解約告知に異議を述べた。 転居することが、三三年という年月において生じたところの当該居住地域における被告らの社会的な定着にかんがみ P に お 被

区裁判所は原告の本件明渡しの訴えを棄却したため、原告は、 地方裁判所に控訴したのである。

と申し立てたのである。

代替住居をもつ余裕がなかった、

らは 控訴審において、 相当な代替住居を見出すどんな種類の努力をも講じなかった、と主張したのに対して、被告らは、これまで、代替住居 原告は、 被告らのこれまでの本件住居のすぐ近くにおいてさえも、代替住居が意のままになったし、

南学院大学法学論集

第五六巻

第三号 (二〇二三年 十二月)

ように思われなければならなかったわけではないからであった。 を探すように義務づけられていなかったという見解であった。というのは、 被告らの防御は、 明らかに成果のないものである

地方裁判所は、 結論として、 「原告の許容しうる本件控訴は、 理由づけられていた。

使用 号にしたがってきちんと行われたところの二○○○年一二月二二日の本件解約告知にもとづいて、終了させられていた。 .賃貸借関係がそれにもとづいて継続されなければならなかったところのBGB五五六a条一項にしたがった苛酷さに ・・・・本件土地・建物を明け渡すように義務づけられていた。本件使用賃貸借関係は、 BGB五六四b条二 本件 か か

わる事例は、

存在しなかったのである」、と判断した。

点からの賃借人らの異議を退けた理由について考察しておきたい。 け 賃借人らの異議について大きく三つの点に整理して論じたが、このうち、 た理由 その判決理由において、地方裁判所は、原告 については、 すでにⅡの二の2の①の②において考察した。ここでは、 (賃貸人) の利益と被告 地方裁判所は、 (賃借人) らの利益とのあいだの比較衡量におい 身体・健康の侵害の観点からの賃借人らの異議を退 さらに、 次のように論じたのである。 地方裁判所が、 代替住居 の調 達の て 観

ばならないわけではなかった。 被告らの側において、 その利益の比較衡量において・・・・適当な代替住居が欠けていることは、考慮に入れられなけれ

「域における代替住居に関する多数の新聞広告を提出した。事実、その点で、比較できる目的物が、 なるという観点は、 В G BによってB GB五五六a条 本件事案において、介入しなかった。 一項二文において特に強調されたところの、 原告は、ブレーメンの日刊新聞から、被告らの本件住居 相当な代替住居が要求できる条件で意 およそ六五〇ユー 0). 周辺の 口。 のまま から・

地·

第五六巻 第三号 (二〇] 三年 十二月

他

利

益

0) 侵害の

観点からの被告

(賃借人)

らの異議については、

 \prod

の二の2の4において取り上げる。

13.

0)

第三八に、アンスバッハ区裁判所二○○六年五月二三日判決をみておきたい。

【16】アンスバッハ区裁判所二〇〇六年五月二三日判決⑩

[事案の概要と経緯]

原告(賃貸人)とその間に死亡した原告の夫は、二〇〇三年一一月五日に、被告(賃借人)と、本件建物(二家族用住宅)

の一階に所在する本件住居に関する使用賃貸借契約を締結した。本件建物の上階の住居は、 原告によって居住されてい

原告は、二○○四年一一月三○日付の書面をもって、二○○五年五月三一日付で、本件使用賃貸借関係を解約告知した

件解約告知)。原告は、さらに、二○○五年八月三一日付の書面をもって、二○○六年二月二八日付で、新たな解約告知も行

た。

原告は、 本件使用賃貸借関係は、二〇〇四年一一月三〇日の本件解約告知によって、 あるいは、 いずれにせよ、二〇〇五年

八月三一日の解約告知によって、有効に終了させられていた、と主張した。

失業していたし、 代替住居の探索は、 集中的な努力にもかかわらず、成果のない結果に終わった、と申し立てたのである。

これに対して、被告は、BGB五七四条にしたがって、本件使用賃貸借関係の解約告知に異議を述べた。被告は、主として、

[判決理由]

というのは、二○○四年一一月三○日の本件解約告知は、二○○五年五月三一日付で、有効に本件使用賃貸借関係を終了させ X 一裁判所は、 結論として、「主張された明渡しについての請求権は、被告に対して、 原告に当然帰属すべきものであった。

本

たからである」、と判断した。

存在することは、 上階の住 判決理由において、区裁判所は、 特別な解約告知権の要件が、原告の側におけるBGB五七三条の意味における正当な利益を必要とすることなしに 居が原告によって居住されたところの二つの住居から構成されていること、 議論の余地もなかった」、と論じた。 はじめに、「当事者の間において、 本件建物は、 その結果、 階の本件住居が被告によって賃借 BGB五七三a条にし

というのは、 さらに、 区裁判所は、 BGB五七四条の意味における『特別な苛酷さ』は認められていなかったからである」、と判断した。 「被告は、BGB五七四条にしたがって、 本件使用賃貸借関係の継続を請求することができなかった。

そのように判断した理由について、区裁判所は、次のように論じたのである。

のである。 二日にはじまった。したがって、被告は、適当な代替住居を見い出すために、一八ヶ月そこそこの期間を自由に使用できた。 そのときに、アンスバッハの地域において、住居の欠乏状態は存在しないこともまた、考慮に入れられなければならなかった 代替住居を探索する義務は、原則として、その解約告知の到達とともに、すなわち、本件においては、二〇〇四年一二月

被告が代替住居を手に入れるために個々に何を行ったのかという点を説明しなかった。その場合に、考えられる賃貸人との接 触において、何故賃借することにならなかったのかという点もまた、説明されなければならないのである。 被告は、 彼の (成果のない) 代替住居についての努力を顧慮して、 立証的に、具体的な証明できる事実の申立てのもとで、

っぱら、代替住居の探索が被告の失業のために不成功に終わるという一括した推測だけで、このために十分でなかったの

である₉₁₂。

件解約告知が二○○四年一一月三○日付であり、被告が、子供らをもたない独身者として、適当な代替住居を探すためにおよ 量が、このことを明らかにした。なおこれ以上の待機は、もはや原告に要求されることができないのである」、と付言したの そ一八ヶ月の期間を有したあとで、明渡期間を認めることは正当化できなかったのである。当事者の両方の側の利益の比較衡 区裁判所は、「被告には、民事訴訟法七二一条一項にしたがって、明渡期間は認められることができなかった。本

第三九に、すでにⅡの二の2の⑴の②において取り上げたところのハンブルク区裁判所二○○九年八月四日判決(裁判例

である

すでに考察したように、事案の概要の要点は、次のようであった。

九八四年から存続していた。被告・二は、彼の妻、すなわち、被告・一、および、彼の息子と共同で本件住居に居住してい 原告は本件建物に所在する本件住居の賃貸人であり、被告・二は本件住居の賃借人であった。本件使用賃貸借関係は、

た。

対して、 飾的に取り除き、このために、 一〇〇六年に、 原告の願望に応じて、五年にわたる保証を与えた。 本件住居の居間における化粧塗りの毀損が生じた。当事者は、 一千五百ユーロの金額における賃料の値引きを受け取ることに同意した。被告・二は、 塗装工の親方である被告・二がこの毀損を装 原告に

とその妻は、これまで、使用賃貸借で、一〇八平方メートルの広さの三つの部屋から構成されていた住居に居住していたので 原告は、本件建物を改造し、一階を除いて、原告の息子とその妻に本件建物を自由に使わせることを意図した。原告の息子

そこで、原告は、二○○七年六月二七日付の書面をもって、「自己必要」を理由として、二○○八年三月三一日付で、被告・

二との本件使用賃貸借関係を解約告知した。

ある。

もっており、そのことから、本件建物の付近に代替住居をもつ余裕がなかったことを申し立てたのである。 告・二は、主として、彼がすでに六九歳であり、重い癌にかかっていたことのほか、被告・二の家族は、わずかな収入だけを これに対して、被告・二は、二○○八年一月二二日付の書面をもって、多様な観点から、 本件解約告知に異議を述べた。

被

129

させられていたのである」、と判断した に存在する本件使用賃貸借関係は、二〇〇七年六月二七日の原告の本件解約告知によって、二〇〇八年三月三一日付で、終了 区裁判所は、結論として、「・・・本件住居の返還に対する請求権は、原告に当然帰属すべきものであった。当事者の間

解約告知は理由づけられていたことについて論じた その判決理由において、区裁判所は、 はじめに、すでに考察したように、原告(賃貸人)の「自己必要」を理由とする本件

五七四条)もまた、 さらに、区裁判所は、「苛酷さについての理由にもとづく本件使用賃貸借関係の継続に対する被告らの請求権 存在しなかったのである」、と判断した。 B G B

そのように判断した理由について、区裁判所は、 被告 (賃借人)らの多様な観点からの異議について大きく四つの点に整理

②において考察した。ここでは、さらに、 -て論じたが、このうち、身体・健康の侵害の観点からの賃借人らの異議を退けた理由については、すでにⅡの二の2の⑴の 区裁判所が、 代替住居の調達の観点からの賃借人らの異議を退けた理由について考

察しておきたい。区裁判所は、次のように論じたのである。

歳で、なお、ほかの市区に転居することが彼の高齢にもとづいて要求されることができないほど、高齢ではない。同じこと 離・ できないことに行き着かなかった。一方において、当裁判所は、今や長年のドイツにおける被告・一の滞在にもとづい 慣れるために、 は、被告・一に妥当した。被告・一は、ドイツにおいて生まれたのではない者として、その住居の直接の周辺の地域に住 というのは、これまでの居住地域は、また、ハンブルクにおけるきわめて高価な居住地域に属しているからである。しかし、 な市区になじむことが、被告・一にとってより容易であることから出発する。他方において、被告・一は、ほかの市区に を越えても維 居するときにも、全部の社会的な接触を断つように強いられていなかった。全部の社会的な接触は、二三キロメート ンブルクの 確かに、当裁判所は、被告らがこれまでの居住地域において要求できる代替住居を見出さないだろうことから出発する。 ほ・ より長い時間を必要としたかもしれない。しかし、このことは、 持されうるのである」。 か・ の市区において代替住居を探すことが、被告らに要求されなければならないのである。 転居することが被告・一に要求されることが 被告・二は、六九 。 の・ 距・

経済的 な支出の観点、 および、 その他の利益の侵害の観点からの被告 (賃借人) らの異議については、 Ⅱの二の2の

(3)

(4)において取り上げる

第四○に、ベルリン地方裁判所二○一一年八月二九日判決をみておきたい。

【16】ベルリン地方裁判所二〇一一年八月二九日判決®

[事案の概要と経緯

る本件住居、および、本件倉庫を賃借した。本件住居の賃料は、六八六ユーロ三五セントであった。その後、 被告(賃借人)らは、 一九八四年五月七日の本件使用賃貸借契約をもって、 原告(賃貸人)の前主から、 本件建物に所在す 強制競売手続き

を経て、本件建物は原告に帰属した。

は存在しなかったのであり、本件建物を含む住宅団地は、取り壊され、新たに建築されなければならない、と主張した。 状態にあったことをもって理由づけられた。原告は、本件建物を含む住宅団地の維持についての経済的に正当化できる可能性 被告らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。本件解約告知は、本件建物を含む住宅団地が、強力な欠陥を示し、荒廃した これに対して、被告らは、二〇〇七年六月二七日に、多様な観点から、本件解約告知に異議を述べたのである。

原告は、二○○六年一一月二四日付の書面をもって、BGB五七三条二項三号にしたがって、二○○七年八月三一日付で、

[判決理由]

本件住居の明渡しと返還に対する請求権は、原告に当然に帰属すべきものであった」、と判断した。 地方裁判所は、 結論として、「本件使用賃貸借関係は終了させられていたのであるから・・・・被告らによって占有された

その判決理由において、地方裁判所は、はじめに、「・・・・二○○六年一一月二四日のBGB五七三条二項三号にしたがっ 西南学院大学法学論集 第五六巻 第三号 (二〇二三年 十二月)

た原告の本件解約告知は、理由づけられていた。

.

BGB五七三条二項三号にしたがって、 本件訴訟において、 原告の正当な利益を十分に説明し、

その結果、 原告は、 本件使用賃貸借関係の継続によって、本件土地・建物の相当な経済的利用について妨げられ、 それによっ

て、 著しい不利益を被ることから出発されなければならなかったのである。

賃貸借関係の継続が本件土地・建物の相当な利用の妨げとなっていることもまた、確定していたのである』、と論じた。 経済的な相当な利用は、 本件住宅団地の取壊しと新築によってだけ行われることができるのであり、 したがって、 本件使用

地方裁判所は、「BGB五七四条にしたがって被告らによって提起された苛酷さという抗弁は、本件解約告知の妨

げになっていなかったのである』、と判断した。

酷さ」を否定した理由についてだけみておくことにするが、地方裁判所は、次のように論じたのである。 そのように判断した理由について、代替住居の調達の観点からの被告(賃借人)らの異議を退け、賃借人らにとっての

被告らが比較できる住居を要求できる条件で獲得することができなかったことを指摘した限りで言えば、

探す義務は、原則として、その解約告知の到達とともにはじまる。そのために、何ひとつ申し立てられていなかったのであ るが、しかし、これについて、代替住居の調達についての努力が詳細に述べられなければならなかったのである。代替住居を 関する被告らの申立ては、立証されていないままであった。確かに、このことは苛酷さについての理由を意味することができ

132

具体的に証明しなかった。ひとつの試みもまた、被告らのために、転居することをやりとげることができたのである」。 る。・・・ ・被告らは、その地の地域において、相当な条件で、比較できる住居を獲得することができなかったことを、全く

第四一に、デッサウ=ロスラウ地方裁判所二〇一六年一二月七日決定をみておきたい。

【16】デッサウ=ロスラウ地方裁判所二〇一六年一二月七日決定®

[事案の概要と経緯]

事実関係の詳細は明らかでないが、判例集から読み取れる事案の概要は、次のようであった。

(賃貸人)らは、二○一五年一一月四日付の書面をもって、二○一六年四月三○日付で、

これに対して、被告らは、本件解約告知は権利の濫用である、と申し立てたほか、BGB五七四条にしたがって、多様な観点 用賃貸借関係を解約告知した。原告らは、結婚生活における意見の相違に起因して、「自己必要」を本件解約告知の理由とした。

[決定理由]

から、本件解約告知に異議を述べたのである。

め 認められていた。本件解約告知は、 なかったのである」、と論じた。 その決定理由において、地方裁判所は、はじめに、「BGB五七三条二項二号にしたがって、自己必要という解約告知理 特に、権利の濫用ではなかった。区裁判所は、 的確な理由づけをもって、 権利の濫用を認

西南学院大学法学論集

第五六巻

第三号 (二〇二三年 十二月)

被告

(賃借人) らとの本件使

さらに、 拒絶されなければならなかったのである」、と判断した。 地方裁判所は、「BGB五七四条の意味における要求できない苛酷さについての事案は、 区裁判所の判決の的確な

そのように判断した理由について、地方裁判所は、被告 (賃借人)らの多様な観点からの異議について大きく二つの点に整

理

一由から、

理由についてだけ考察しておきたい。地方裁判所は、次のように論じたのである。 理して論じたが、ここでは、代替住居の調達の観点からの賃借人らの異議を退け、 賃借人らにとっての「苛酷さ」を否定した

そのことから、その証明もまた、立てられることができなかったのである」。 経済的上限を意味しない。必要とあれば、より高い賃料もまた(たとえば、その土地で慣習になっている賃料まで)、受け入 当な代替住居に限られるが、しかし、原則として、これまでの居住地域においてだけではない。現在の賃料もまた、絶対的 られなければならないし、要求できる。対応する住居を見出す努力は、認識できなかったし、申し立てられていなかった。134 「・・・・賃借人は、その解約告知の時点から、代替住居を得ようと努力するように義務づけられている。この努力は、相

なお、その他の利益の侵害の観点からの被告 (賃借人) らの異議については、Ⅱの二の2の4において取り上げる。

以上、 代替住居の調達が問題とされ、 結論として、賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案を考察した。

④小括

(Ⅱの二の2の2) においては、ここまで、 具体的な利益の比較衡量に関する裁判例を整理・考察する作業におい て、

①代替住居の調達に関する一般的なことがらにかか

わる裁判例、

2

代替住居の調達が問題とされた事案を取り上げ、

型に分けて、 賃借人にとっての 関係する裁判例を考察してきた。ここでは、これらの考察を通して明らかにされたところの裁判例における具体 「苛酷さ」が肯定された事案、 および、 ③賃借人にとっての 「苛酷さ」 が否定された事案、 という三つの類

代替住居の調達に関する一般的なことがらの要点を整理すると、 次のようにまとめることができる。 的

な判断の要点を整理しておくことにする。

場合、 備えつけられているならば、 居 ばならないことは当然である。 血 高齢で障害のある人は、 侵害と重なり合う場合、 な居住の可能性を賃借人に提供するところの代替住居だけに賃借人の努力を向ける必要がある。賃借人の高齢が重大な身体的 の設備に関しても、 がこれまでの状態に対して困難にされない場合には、 縁者と知人が居住しているところの一定の市区に存在することを要求することができる。 すなわち、 歩行困難な賃借人は、 ①賃借人は、賃借人の経済的な給付能力および正当化された個人的な居住の必要を考慮に入れて、 高齢で病気の賃借人は、 その構成員による世話とつきあいに頼らざるを得ないのであるから、 あらゆる住居が賃借人にとって考慮に値するわけではないこと、 その状態を代替住居のためにも請求することができる。代替住居が固有のトイレをも有しなけれ 代替住居が集中暖房を備えつけられていることを請求することができるし、 歩行困難な賃借人は、 ある程度の要求を出すことができる。 代替住居がせいぜい二階に所在することを請求することができる。 隣接する市区に存在する代替住居もまた考慮に値すること、③代替住 たとえば、 ②世話人が援助していないところの もっとも、 代替住居が、 恒常的 その高齢の賃借人の世 な世話 現在の住居が浴室を 交際を続けている 人が存在しない 相当な継続的 賃借

南学院大学法学論集

第五六巻

第三号(二〇二三年

十二月)

人が け、 人に要求されることはできないこと、 おける居住を指示されるように義務づけられていない。 求することができること、 て世話人による終日の世話に頼らざるを得ないならば、賃借人は、 W が ら構成されていた代替住居が相当である。賃借人は、少なくとも、代替住居の諸々の部屋のひとつにおいて、 15 代替住居は、 存在することを請求することができる。これに対して、賃借人は、ひとり暮らしの人として、世話人の受入れなしにやって 三つの部屋から構成されていた代替住居を請求することはできない。 これまでの生活習慣にしたがって、 階の住居をも賃借するように義務づけられているのかどうかという点は、 三つの部屋から構成されていた代替住居を請求することはできないし、 無条件に、 バルコニーを備えつけられていなければならないわけではないこと、 ⑤賃借人は、 ⑥高齢の賃借人が、その要求に対応しないところの、賃貸人によって提供された代替住 代替住居の問題に関して、 寝室と居間を分けていたところの高齢でひとり暮らしの人にとって、 これまでのみずからの個人的な所帯のきりもりを放棄することが賃借 その世話人の居住のために第三の部屋が存在することを請 賃借人の意思に反して、老人ホームまたは社会福祉施設に もっとも、 個々の事案の事情に依存する。これに対して、 全部の家具をしまうことができるためにだ 賃借人が今後高齢および障害にもとづい ④代替住居の最低限の広さにつ 炊事場への接続 二つの部屋 か

が、

賃借人の健康状態および経済的な諸関係によって賃借人に定められた限界の範囲内で、

賃借人の代替住居調達義務に対する違反は問題にならないこと、⑦賃借人の代替住居調達義務は

居を拒絶した場合、

住

の調達を得ようと努力するということである。

賃借人は、

賃貸人によって行われた申出を、

はじめから、 か つ、

信義誠実の

)原則

賃貸人の所有物であ

真摯に、

集中的に、

新たな 賃借人

に違反することなしに、

拒絶することはできない。

る建物に決して再び入居するつもりはないということを引き合いに出すことは、相当な代替住居の拒絶を正当化することはで

また、賃借人が、賃貸人の以前の嫌がらせのために、

きな 0) いるひとり暮らしの外国人の賃借人が、ひとりの幼児とひとりの乳児をともなって、住居市場の現在の諸関係において、他人 37 ための賃借人の義務を履行しなかった事案において、 人に対する明渡期間 尊重しなければならないのであり、 開に対する住居を探す人の権利に属する。裁判所は、その「自己必要」に関する賃貸人の決定と同じように、 重大なものであると考えられなければならない場合にのみ、 援助なしにほとんど住居を手に入れることはない状況において、 賃借人と賃貸人の相互間の対立関係が賃貸人のほかの住居を賃借することが賃借人に要求されることができないほど ⑧賃借人が、その居住の必要を自分自身の考えにしたがって定め、 一の承認と賃借人の代替住居調達 客観化された要求可能性の考慮にしたがって代替住居を評価してはならないこと、 (探索) 一般に認められることができない。 義務との関係について、 賃借人は、 住居局と連絡をとる場合には、 賃貸人によって提供された代替住居を拒絶することが つまり、 明渡期間は、 ただし、 制限もすることは、 社会扶助によって生活して 明渡期間を認めることにつ 賃借人が代替住居の 賃借人の決定を 人格の自由 9 賃借 調 達の な展

居になることが考慮された事案は、 次に、代替住居の調達が問題とされ、 次のような場合である。 結論として、賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案において、 二重の転

13

代替住居の調達のための賃借人の義務の履行のために十分であることである。

ないと判断された場合、 後一年までの中間の時間のために、二重の転居、および、そのほかの代替住居を求める努力が賃借人に要求されることはでき 賃借人の当該建物へ すなわち、 ①賃借人はすでに本件解約告知期間の満了前に建築用に整備された土地を取得し、 の入居が終わることは、 ②賃借人は、反論されることなく、 十分な確実性をもって見通すことができた。 自宅の志望者としてボーフム・ハ その結果、 ルペンの建築計画に参加してい その建築の開 本件解約告知 始 湖間 ならびに、 の終了

西南学院大学法学論集

第五六巻

第三号

(二〇二三年

十二月)

内に一 0) 賃借人らは ば、 そのことは、 を明け渡さなければならないならば、 真摯な意思をもっていることが証拠調べから明らかであった。 借関係の終了のあと、 人らの入居は遠からず終わるだろうという事情があった。したがって、本件使用賃貸借関係が現在の時点で終了するならば、 その代替住居は、 うと判断された場合、 務官としてよそへ転属させられた。したがって、賃借人が一九六四年四月三〇日付で本件住居の明渡しを義務づけられるなら を解約告知したが、 終わるであろう。この事情のために、 賃借人にとって、彼らの全部の生活関係への高められた負担を意味することになると判断された場合、 賃借人は、 一度転居することが賃借人に要求されることになる場合、 賃借人らにとって、 中間 短い期間の間ほかの住居を見出すことを強いられるが、 短い期間に相前後して二度転居することになる場合、 賃借人の使用者によって賃借され、賃借人らに社宅として約束されていたのであり、 の期間のために、 一九六四年六月二二日付の証明書によって、そのことを立証した。この建物は、一九六五年の夏に入居が ラントの官公庁の証明書にしたがって、賃借人は、一九六四年九月一五日付の効力をともなって、 遅くとも、一九六七年一〇月三一日に退職し、そのときに、賃借人らはいずれにしても転居するという ④賃借人らは、すでに、 相当な経済的な損失を必然的にともなうのみならず、むしろ、賃借人らのようなかなり高齢 さらに、 賃借人らは、 賃借人が一九六四年九月三〇日付で本件住居の明渡しを義務づけられるならば、 ほかの住居を得ようと努め、 賃借人らが気に入り、 最大限二年と一○ヶ月の期間内に二度転居しなければならないことになり、 ③賃貸人は、 したがって、賃借人らが本件解約告知期間 入居するつもりでもあるところの代替住居を見出した。 ⑤賃借人は、一九六五年一月三一日付の本件使用賃貸 しかし、そのような住居をほとんど見出さないであろ 賃借人らがすでにおよそ二年前に現在の本件住居に 一九六四年四月三〇日付で、 その代替住居への賃借 本件使用賃貸借関係 の満了後に本件住居 ⑥賃貸人は、 一年以

明書、 居を賃借人らのためにとっておいた。賃借人らは、賃借人(妻) 借人らは、 場合、⑦賃貸人らは、 物内に代替住居を維持するということになっていた。このような事情のもとで、 九六九年一〇月三一日付で、賃借人らとの本件使用賃貸借関係を解約告知したが、賃借人は、一九六九年六月三〇日付の証 および、一九六九年八月一八日付の彼の娘の証明書の提出によって証明したように、一九七○年の夏に現在新築中の建 賃借人らにとって、 ケルンからおよそ九○キロメートル隔たったDにひとつの建物を所有していたが、 ケルンに存在する本件建物に所在する本件住居の賃借人らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。 相当な経済的な負担のみならず、 神経的および身体的な負担をともなうことになると判断された が二年そこそこで年金をもらえる年齢に入り、 比較的に短い過渡期のために代替住居を探す その建物に所在するひとつの住 そのとき 賃 ケ

じられた)、⑨賃貸人と賃借人らとの本件使用賃貸借関係は予想外に一年半後に解約告知されたが、賃借人らは、 15 ことは中間的 知 0) したところの賃借人らにとって要求されることができないと判断された場合(なお、賃貸人らの本件解約告知が有効であった 替住居を賃借した。 を解約告知したが、 ルンの百貨店における彼女の仕事をやめ、Dに転居するつもりであった。したがって、現在本件住居を喪失するならば、 の期日を越えるが、 おいて、賃借人らは、 かどうか、 あるいは、 な転居の必然性を意味した場合、⑧賃貸人らは、 したがって、 賃借人らは、 近い将来新築中の建物において自宅を獲得するという具体的な可能性をもっていた。したがって、 決して、すでに区裁判所の判決の前に賃借人らの代替住居調達義務を履行する必要はなかったとも論 賃借人らの異議が理由づけられていたのかどうかという簡単に決定されることができない 短期間の中間的な転居を実行することは、一九七六年年三月一日付で、 区裁判所の判決後にはじめて代替住居を得ようと努力し、 一九七四年一一月七日付で、 賃借人らとの本件使用賃貸借関係 一九七六年三月一日付で、 ある代替住居を賃借 本件解約告 本件の ある代 本件 その 間 題

か 性 は、 人は び転居のための費用を調達することが賃借人らに要求されることになる場合、 分な確実さがなかった。したがって、本件使用賃貸借関係が終了し、賃借人らがNに転居するならば、 さしあたり、 求める努力が賃借人らに要求されることになる場合、 れ 入居が終わることは十分な確実さをもって見通すことができた。 借人らとの本件使用賃貸借関係を解約告知したが、賃借人らは、 らないところの新築中の建物への入居が終わるまでに、もう一度転居しなければならないことになるし、 使用賃貸借関係が本件解約告知にもとづいて終了するならば、 もとで生活し、 が 九八○年の春に入居が終わるだろうところの住居所有権を購入した。そして、賃借人らが、 なければならないならば、 九八〇年の春に入居が終わるだろうところの建築状態にあった住居所有権を購入したことは議論の余地もなかったし、 この雇 よそでの見習い修行を行っていたが、しかし、場合によっては、 九八一 た場合、 用関係 一九八一年六月三〇日まで期限づけられ、 年一月に、 まだ、 迎賃借人らは、 の解消 およそ一九九〇年ないし一九九一年まで、 の場合に短い期間だけ続くことになり、 Nにおいて、新たな仕事を始めることになっていたが、 一九八〇年の三月の終わりまでの中間の時期のために、二重の転居、 なかば大人になりかけの三人の子供らをもち、 ⑪賃貸人らは、 しかも、 賃借人らは、差し迫ってその完成をこころがけていなければな この雇用関係は、 したがって、 Nへの転居は、 本件解約告知の後、 養成専門教育の状態にあるのに対して、 賃借人らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。 なお一度両親の家に帰らなければならなかった。 ⑩賃貸人らは、 一九七九年六月三〇日付で本件住居が明け そのなかの二人の子供らは、 賃借人らにとって、 試験雇用関係であり、 賃借人とその使用者との間 目下のところ建築状態にあり、 一九七九年六月三〇日付で、 本件解約告知期間 および、 中間的、 新たな使用賃貸借関係 新たに仲介業者およ その存続に関する十 ひとりの娘は、 ほかの代替住 な転居になる必然 なお、 の雇 の満了前に、 用 賃借-関 たぶん その この 賃借 渡さ 入ら 賃 確

月 Ų 間 したがって、一九八九年六月三〇日付で本件使用賃貸借関係が終了するならば、その住居所有権の完成までのおよそ一 本件使用 しひとつの場所を待っていたし、老人ホームへの賃借人の受入れはおよそ一年半の期間のうちに可能であった。 知した。 定の期 の期間 的な転居の費用と苦労を引き受けることが賃借人らに要求されることになる場合、⑭賃貸人は、その孫が、 世 これに対して、 この間 間の間 賃貸借関係を解約告知したが、 を必要とする賃貸人とその妻の面倒を見るつもりであることを理由として、賃借人との本件使用賃貸借関係を解約告 .の中間的な転居が賃借人らに要求されることになる場合、 そこへの入居完了が一九九一年二月二八日に見込まれているところの住居所有権を購入したことを証明した。 は、 賃借人の利益が優位を占めると判断された場合、⑮賃貸人は、一九八九年六月三〇日付で、賃借人らとの 賃借人も高齢で病気であったが、賃借人は、証人による証明にしたがって、 賃借人らは、 公証人が作成した売買契約の提出によって、 ⑥賃貸人は賃借人らとの本件使用賃貸借関係を解約告 その建築が すでに老人ホームに申請 本件住居に入居 九八九年の秋 したがって、 一年九

ことになっていた。 他 二〇〇三年七月三一日付で、本件建物の二階に居住していた賃借人らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。その後、 約告知の時点において建築中であった賃借人らの自宅が、一九七○年の終わり、もしくは、一九七一年のはじめに完成される 慮に入れた)、⑱賃貸人は、一九七○年四月三○日付で、賃借人らとの本件使用賃貸借関係を解約告知したが、すでに本件解 借人らに対して、 件使用賃貸借関係が終了し明渡期間だけが認められ、賃借人らがその娘の学校の交替を避けるためにDにとどまるならば、 の娘は、 15 人の舅は本件手続中に亡くなった。これに対して、賃借人らは、過去において賃貸人に彼らの人生の計画策定を明らかにして れることになる場合、 なっていた。したがって、本件使用賃貸借関係が終了するならば、 知したが、賃借人らは、 方において、 たが、 Eにおいてある建物を購入し、二〇〇五年の夏にこの建物に転居するつもりであった。この時点において、 Dにおいて卒業資格を取り、 賃貸人の舅が死亡した現在の時点において、 Eへの転居の前に、 したがって、 ⑪賃貸人 (Dに存在する本件建物の所有者) 近いうちに本件住居を離れ、 本件使用賃貸借関係が終了するならば、賃借人らの自宅が入居の用意のできる前の再度の転 それから、 Dにおけるおよそ一年間の中間的転居が要求されることになる場合(なお、 Eにおいて見習修行をはじめるつもりであったからである。 目下のところなお建築状態にある賃借人ら自身の建物に入居することに 賃貸人とその家族の側における利益の状況は変化したことをも考 二重の転居、すなわち、 は、 その妻の両親を世話し本件建物に受け入れるために、 中間的な利用が賃借人らに要求さ 賃借人ら 賃貸 賃 本

で、 相当な代替住居が要求できる条件で調達されることができない、もしくは、調達されることが困難であることを理由とし 例外的であるが、 賃借人の側のさまざまな事情を問題とすることなく、 もっぱら現在の住居市場の状況だけ 居が賃借人らに要求されることになる場合である。

て、賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された裁判例も存在する。

見出すことがいまだにきわめて困難であることは裁判所に周知であり、したがって、賃借人は、本件使用賃貸借契約が終了す 般に入手可能な情報源 すなわち、①比較できる代替住居はベルリンの住居市場において現在ほとんど調達されることができないし、このことは、 (新聞雑誌、 ラジオ放送) から周知のことであると論じた裁判例、 ②ボルクホルストにおいて住居を

題とすることなく、 兀 多くの裁判例においては、 賃借人の側のさまざまな事情から、 現在の住居市場の状況をも考慮に入れたうえで、 相当な代替住居が要求できる条件で調達されることができない、 あるいは、 現在 の住 居市場 の状況を特に問

るならば、

ホームレスとなるという危険をおかすと論じた裁判例である。

裁判例において考慮に入れられた(あるいは、主として考慮に入れられた)ところの賃借人の側のさまざまな事情にしたが 調達されることが困難であることを理由として、賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定されている。

て関係する裁判例を整理しておくと、次のようである。

第一に、身体的な事情が考慮に入れられた裁判例は、次のような場合である。

なわち、 得ようと努める状態ではないと判断された場合、 りもりしなければならないのであり、その使用賃貸借関係の終了後に賃借人に期待されるように、集中的に適当な代替住居を な明渡しは、 すなわち、 賃借人は、 賃借人が、 ①賃貸人の本件解約告知にもとづいて本件使用賃貸借関係が終了する場合に、 現にある妊娠状態において、その妊娠状態のあいださらに続けて六歳の子供をかかえて賃借人の所帯をき そのことと結びつけられた辛労を身体的にも精神的にも解決するだけの力がない時期に当たっ ②賃貸人らの明渡しの請求がすでに今や認容されたならば、 住居の引払い、あるい 住居の引払い、 は 強制的 す

西南学院大学法学論集

第五六巻

第三号

(二〇] 三年

十二月

つ

たし、 は、 5 5 たる負担は、 了後およそ六週間で三番目の子供の出生を予期していた。そのうえ、 13 け渡すように強いられたならば、 にあったことを証明した。したがって、賃借人らが、賃借人の妻の妊娠状態の間に、あるいは、 65 あ な るい れなければならなかった場合、 彼の職業上の繁忙のために、 期に当たった。 居住の変更があるならば、 う危険が存在すると判断された場合、 は 賃借 および、 的 な明渡しは、 特に、 妻) その理由 に割り当てられた場合、 賃借人の妻は最初の数ヶ月の間特別な世話を必要とするところの子供を出産後に世話しなけ 賃借人の妻が、 から賃借人の妻は集中的に適当な代替住居を得ようと努めることができないことが考慮に入れ ③賃借人らは、 重大な健康上の障害に行き着いた。さらに、 時間的に制限された程度においてのみ住居の探索に専念することができたのであるから、主 賃借人らは、そのことと結びつけられた辛労を身体的にも精神的にも解決するだけ ④賃借人らは、 そのことと結びつけられた辛労を身体的にも精神的にも解決するだけの力がな 医師の証明書の提出によって、賃借人の妻が二ヶ月ないし三ヶ月の妊娠状態 ⑤賃借人 妻) 二人の幼児らをかかえ、 は、 代替住居を調達しなければならないならば、 医師の証明書にしたがって、二ヶ月目の妊 賃借人らが転居の間にその子供を適当な環境に 賃借人 (妻) 出産後すぐに、本件住居を明 は、 本件解約告知期 娠状態にあ 賃借人 (夫) 0 間 力がな ればな の満

144

特別な困難さと結びつけられていたと判断された場合、⑦賃借人は車いすに頼らざるを得なかった。したがって、賃借人らは、

にも頼らざるを得なかった。

したがって、代替住居を探すことは、

賃借人にとって、

重度の障害のある賃借人の子供のために、

入れた)、

⑥賃借人の子供は、

重度の障害があり、

その世話のために、

両親

(賃借人ら)、

しかしまた、

賃借人の姉妹とその夫

ばならなかった場合

(なお、

裁判所は、

他方において、

賃貸人の利益はもっぱら経済的な領域にだけ存在することをも考慮に

の健康上の障害が懸念されなけれ

居住させる可能性をもたないならば、転居によって引き起こされうるところの賃借人(妻)

代替住居として、 方において、 場に提供された目的物 賃貸人らは、賃借人らの代わりに、 一階の住居だけを探さなければならないという不利な条件をもって負担をかけられており、 の圧倒的な数は、いずれにしても、考慮に入れられることができなかった場合(なお、 本件建物に所在するそれ以外の二つの住居のほかのひとりの賃借人に「自己 その結果、 裁判所 は、 住居 他

第二に、家族的な事情が考慮に入れられた裁判例は、次のような場合である。

必要」を申し立てることができたことをも考慮に入れた)である。

0) 人の独力で自由になる給与をもって、代替住居は、 な二人の子供らが義務教育基礎課程に通っていたのに対して、三番目の幼児は家で世話されていた。五人家族のために、 本件使用賃貸借関係が延長されなければならないと判断された場合、④賃借人らは、三人の子供らをもっていたが、 らを含む四人家族であったが、賃借人らにとって、 と入居することができるところの代替住居は、賃借人らの自由にならなかったと判断された場合、 だ就学義務のなかったところの二人の子供らをかかえていた。 0) もとづいて本件住居が即時に明け渡されなければならないならば、子供らの数と年齢を顧慮して、賃借人の家族にとって、 らから構成されていたところの賃借人の家族によって居住されていた。 み獲得されなければならなかった。 事案の特別な事情のために、 すなわち、 ①本件住居は、 賃借人、 生活関係への重大な介入に行き着くと判断された場合、②賃借人らは、そのうちのひとりは その妻、 したがって、 ならびに、三歳、 比較できる立地条件と質における代替住居はきわめて大きな努力のもとで 十分な広さにおいて、 ほかの相当な代替住居を探すために賃借人らにとって要求できる期間だけ したがって、 五歳、 したがって、それ自体としては有効な本件解約告知 一二歳、 要求できる条件で、 住居市場の今日の状況においても、 一五歳、 および、一八歳の彼らの 現在、 ③賃借人らは、二人の息子 シュトゥット 彼らの子供ら ガルトおよ Á. より大き 人の子供 賃借 個々 ま

南学院大学法学論集

第五六巻

第三号 (二〇二三年

十二月)

的 考慮に入れられなければならなかった場合、 13 いことは裁判所に周知であったし、 て居住されていた。 力において、 質もよりよい古い建物さえも、子供の多い家族にとって、なお、 支払うことのできる賃料で、対応して相当な広い住居を見出すことはできない、と述べることができたし、 自分自身の経験にもとづいて、賃借人らは、 びその周辺において、 般に認められた住居についての困窮のために、今や増大して住居が作り出されるのだから、二年の期間において、 な役所が、 なかったことによって制限されていた。さらに、 一方において社会扶助の地域の担い手として、他方において住居制度のためのその職責に関して、賃借人とその 住居が見出されうることをも考慮した)、⑤本件住居は、 代替住居を獲得することは、 手に入れられることができないと判断された場合(すなわち、裁判所は、賃貸借課において集められた 賃借人が自由な住居市場において五人のための住居を獲得するために十分な資金をもって ⑥賃借人は、 自由になる月あたり三千ドイツマルクによってはかると、 目下のところ、 明渡しの判決が下されるならば、賃借人は、仮設住居に収容されることが 社会扶助の受領者で九人の子供らの母親であった。 あまりに高くついたことを考慮に入れた。 ハノーファーにおいて、 賃借人、その三人の子供ら、 認められた要件にお および、 賃借人らのためになお しかし、 比較的より安く品 その伴侶によっ したがって、 いて、 裁判所は 十分な努 可能でな 公

経済的な事情が考慮に入れられた裁判例は、 次のような場合である。 合

裁判所は、

賃借人の

個人的な状態が、そのうち、

九番目の子供の出産の後、

なじむ段階の終了の後、

安定すること

家族のために相当な住居を自由に使用させるために、一年半という相当な前もっての所要期間が必要とされると判断された場

をも考慮に入れた)

である

すなわち、①賃借人らは、収入の証明書の提出によって、賃借人らが八五四ドイツマルク六四ペニヒの月あたりの手取り収

このような事情において、 たが、この収入において、 資金的な観点において制約されていた。賃借人らは、Tあるいはそのより近い周辺の地域における住居にも頼らざるを得なかっ 借人・二は、 らの自· 入をもっていることを証明した。このようなそれほど高くない収入にかんがみて、相当な代替住居が要求できる条件で賃借人 由にならないことは、 すべての自由になる収入源を考慮に入れて、 きわめて困難にのみ、Tあるいはそのより近い周辺の地域において代替住居を見出す状況にあった。 賃借人らは、 信ずべきものであるように思われると判断された場合、②賃借人・一は、 代替住居の集中的な探索において新たな住居を見出す見通しが存在したところの一年 月あたりおよそ一二〇〇ドイツマルクを稼いでおり、 収入がなかったし、賃 賃借人らは

広さの住居を経済的により魅力的に賃貸するつもりであった。しかし、フライブルクにおいて差し迫った住居につい 0) 住居の明渡しについての賃貸人の経済的な利益が見誤られなかったし、 もって、 借人は、 が支配し、 の部屋から構成されていたより狭い本件住居を必要とした。賃貸人は、 と判断された場合、 たがって、賃借人は、 の子供らをもち、社会扶助にもとづいて生活しなければならないところの、彼女の夫と別居して生活している妻であった。し 期間の間、 相当な代替住居を要求できる条件で獲得することは、 一○○○ドイツマルクと一五○○ドイツマルクの間の月あたりの総収入をもらっていたが、 特に、 さしあたり本件住居の占有にとどまることについて、 所得の低い住民たちが住居についての困窮によって打撃を与えられていることは裁判所 ④賃貸人は、これまで一○○平方メートルの広さの住居に居住していたところのその息子のために、 住居市場における現在の諸条件において、近いうちにほかの住居を見出すことがほとんど可能ではない ほとんど見込みのないものであった。たとえ賃借人による本件 重大な利益を有すると判断された場合、 拒否されることもできなかったとしても、 自由に使えるようになったその一○○平方メートルの 賃借人のわずかな収: に周 ③賃借人は、二人 知であった。 賃貸人の経 ての 困窮 <u>ー</u>つ 賃

済的 および、 の息子は、 賃借人とその子供のために、 に居住していた。賃借人は、十分に裁判所に周知であるように、目下のところ支配している破滅的な住居市場の関係において、 ところの賃貸人の息子のために、本件住居を必要とした。賃借人は、社会扶助の受領者として、その子供とともに、 条件で調達することができないと判断された場合、 断された場合、 な利益は、 現在なお商業学校に通っているところの賃借人の息子のために、全部で総計三一七二ドイツマルク八四ペニヒの金額 明らかに、 ⑤賃借人は、社会扶助の受領者として、デュッセルドルフの住居市場において、相当な代替住居を要求できる 賃借人のこれまでの本件住居の維持についての利益よりも、 彼にとって要求できる住居を見出すためのよりよい機会を有すると判断された場合、 近いうちに、賃借人にとって負担できる条件の相当な代替住居を見出さないのに対して、 ⑥賃貸人は、 賃貸人の小さな家に所在する彼の住居において生活していた 比較にならないほどよりわずかに重要であると判 ⑦賃借人は、 本件住居 賃貸人 自己、

Ł に い税金と社会保障分担金を考慮に入れると、賃借人にとって、要求できなかった。ただし、賃借人の側の事情を考慮に入れる 賃借することができるところの、 0) 息子のために、 おける月あたりの収入だけをもっていた。賃借人は、代替住居を得ようと努力したにもかかわらず、これまで、賃借人とそ 相当な代替住居を調達することは、 相当な代替住居を要求できる条件で調達することがうまくゆかなかった。 およそ一五〇〇ドイツマルクの賃料で代替住居を賃借することは、 賃借人にとって、なお一年半の期間において可能であろうと判断された場合である。 賃借人がもしかするとある住居を 支払われなければならな

第四に、 高齢であるという事情が考慮に入れられた裁判例は、 次のような場合である。

転居するときに自分自身だけに頼らざるを得なかったことを考慮すると、代替住居を得ようと努めることは、賃借人に重大な ①賃借人は、八一歳になり、ひとり暮らしであった。ほとんど八一歳という賃借人の高齢、 および、住居を探し 本件使用賃貸借関係の終了は、 る老人ホームにおけるひとつの住居を得ようと努め、すでに受入れに対する継承権の獲得に関する対応する契約を締結した。もっ された場合、 態を考慮すると、 賃借人によって望まれた住居は近いうちに賃借人に自由に使わせられることができなかった。このような事情において、 ④賃借人は、八八歳という高齢に条件づけられた相当数の健康上の問題に苦しんでいた。 一年の期間の範囲内で、賃借人の息子とその妻の助力のもとで、代替住居を見出すことが可能であると判断 賃借人にとって、 その老人ホームへ移る前に、 さしあたり一時的にほかの住居に引っ越さなけ さらに、賃借人は、 あ

すなわち、 第五に、複数の事情、 ①現在八一歳の賃借人の願望とその個人的な自由が考えうるまで維持されることは注目すべきものであるから、 あるいは、その他の事情が考慮に入れられた裁判例は、次のような場合である。 ればならなかったことを結果としてともなった場合である。

学院大学法学論集 第五六巻 第三号(二〇二三年 十二月)

および、

その健康状

高齢であっても精神的に大変機敏であったこと、現在の本件住居に確固として定着していなかったこと、

賃貸人らが、六人をもって、三つの部屋とひとつの台所に制限されなければならなかったし、賃貸人の病気によって、 なくても狭められた居住関係が、 人がほかの住居を得ようと努めることができるところの二年の期間が必要不可欠であると判断された場合(なお、 とで住居を見出すという可能性もまた、 老人ホームへの転居は、 代替住居の賃借を追加的に困難にしたため、 子供が多いこと、 月あたりの年金において、 および、 賃借人に要求されることができなかった。それに加えて、 外国人という身分は、 なおさらに付け加えて困難にされたことをも考慮に入れた)、②賃借人の財産が欠けている 負担できる賃料のほかの住居を見出すことは、 存在しなかった。 本件使用賃貸借関係の経過後にも一年だけ本件使用賃貸借関係を延長する ダルムシュタットの住居市場における裁判所に周 したがって、必要とあれば賃借人の構成員らの助力をもって、 賃借人にとって、一五七ドイツマルク三〇 特に困難であったし、賃借人の子供らのも 知の困 難な状況にお 裁判所は 賃借

ことが相当であると判断された場合、 児をかかえてい らなかった場合、 借人は、 交替にさらさなければならなかった。 ほとんど不可能であるように思われた。 職業に条件づけられたたびたびの住居の交替にさらに付け加えてなおこれ以上のその間の転居を受け入れなければな た。 ④賃借人の妻は妊娠し、出産が一九九一年の一月の半ばに決まっていたし、賃借人はさらに現在一歳半の幼 このような家族的な状況にかんがみて、 ③賃借人は、 したがって、 そのうえ、 本件使用賃貸借関係が相当な期間継続されることなく終了するならば、 連邦国防軍の参謀将校としていずれにしても彼の家族をたびたびの住居の 賃借人は、そうこうするうちに、二つの住居建設組合において構成 賃借人の妻にとって、一九九一年三月末の前に転居を遂行するこ 賃

⑤賃借人は、

員となり、

正当な期待が、三月の終わりに、賃借人およびその家族のためにも適当な住居が自由になるほどまで存在した場合、 七九歳であり、重病であった。賃借人は、彼の重大な病気によって、代替住居を求める努力において、すでに住

代替住居を探す必要性によって負担がかけられ、最近における三度の療養所の滞在から判明したように、 二八四六ドイツマルクだけをもっていたが、ひとりで子供らを育て大学で勉学している人としての自己のために、 ており、 代替住居を賃借することに頼らざるを得なかった。さらに、賃借人は、大学での勉学の最終段階に入っていたこと、 会的な発展を賃借人の離婚後になおさらに続けて危険にさらさないためにも、 代替住居を得ようと努めたが、二人の子供らが学校に通っていること、および、医師の鑑定書に対応して、 収入をともなう多数の住居を探している人々に組み入れられた。賃借人は、これまで、集中的に、しかし、 いまだに学校に通っている二人の子供らのために有するところの比較的高い支出において、 りで二人の子供らを育てていたことに加えて、大学での勉学の最終段階に入っていた。賃借人は、自己および子供らのために よりも、 を見出すことは、 て限定され、ほかの人々の援助に頼らざるを得なかったが、ほかの環境において、このような援助を行うことを引き受ける人々 体としてはひとつの な資金を代替住居の探索という試みに投入することができなかった。さらに、 われるほど大きくなったほどに制限されていた。 賃貸人の息子や賃貸人自身にとって、本質的により容易なものであると判断された場合、 ともかく一度いくらか休養することが必要であった。これに対して、 高齢の人としての賃借人にとって特に困難であった。これに対して、 「苛酷さ」を意味するほど高齢であったうえに、日々の生活を果たすことにおいて、 また、 賃借人は、 月あたり一五〇〇ドイツマルクの彼の年金をもって、 現在の居住地域、 賃貸人によって主張されたところの賃貸人の成 賃借人は、ほかの環境への移動がすでにそれ自 住居を見出すことは、 むしろ、多かれ少なかれ平均的 あるいは、 ⑥賃借人は、 明らかに、 賃借人の病気によっ その近くにおいて、 その息子の精神社 むだに、 賃借人にとって 離婚後にひと 疲れ果て 対応する な

居を探し求める通常の人にとって存在する相当な困難さが、代替住居の調達が賃借人にとってほとんど不可能であるように思

人した娘とその婚約者のための本件建物の利用の願望については、 一時的な解決が本質的により容易に見出されうると判断さ

れた場合である

一重の転居になることが考慮されなかった事案は、次のような場合である。 Ŧi. これに対して、 代替住居の調達が問題とされ、 結論として、 賃借人にとっての 「苛酷さ」が否定された事案において、

る異議を理由づけないと判断された)、③賃借人は、 としてともなわなかったと判断された場合(二年を越えてその実現を要求するところの賃借人の建築の意図は解約告知に対す あった。 て楽観的であり、 由として、 ことができなかった場合、②賃借人らは、賃借人らによって計画された建物の建築が二年後に完成されているだろうことを理 すなわち、①賃借人らの申立てから、賃借人らの自宅の建築の開始とそこに入居可能なことが十分な確実性をもって見通す さらに、 本件使用賃貸借関係を二年だけ継続することを請求した。しかし、 予定された時点より以前の転居は、賃借人らの生活関係にとって、深刻な意味の本質的な経済的負担を結果 この居住用の建物が入居可能であるまでの措置については、三年を見積もることが、 異議の書面において、建築される自宅に一九七○年の中頃に入居可能で このような見積もりは、 明らかにより現実的で 確信をもって、 きわめ

しては一九八七年八月の終わりに建築されるだろうところの賃借人によって入居されうる一家族用住宅の建築に関する契約に 続されることはないと判断された)、④賃借人は、一九八六年九月三〇日付で効力を生じた本件解約告知後に、 正しかっ あると説明したにもかかわらず、見込みのある自宅に関する申立てにおいて思い違いをしたため、本件使用賃貸借関係 七 年九月一日までさらに続けて存続することの確認を求めた場合(見込みのある自宅の建築に関する賃借人の申立てが た時点まで本件使用賃貸借関係を延長することは相当であるが、この時点を越えて、 さらに本件使用賃貸借関係が継 先の見通しと が

人らの 保され、 方に退いていなければならなかった。計画されたよりも一年早く新たな住居を賃借することは、賃借人らにとって、 賃借人らの利益は、 を理由として、 七月における賃借人の年金つき退職の後はじめて、賃借人らの晩年のために、適当なより狭い住居を探すことを計画したこと とを理由として、一九九八年二月二八日付で、本件使用賃貸借関係を解約告知した。これに対して、賃借人らは、 築計画において、 判断された場合、 うかという点は不確かであったことのほかに、このような場合、 九八七年三月一三日にはじめて署名した。しかも、その代替住居が本当に一九八七年八月の終わりに完成されているのかど 面倒をみて、 建築計画が実現可能であるのかどうかという点は、なお述べられていなかった場合、 本件解約告知に異議を述べた。しかし、 いつ入居が行われることができるのかという点は、なお、 ⑤賃借人らの建築計画は十分に具体的に述べられていなかった場合、すなわち、申し立てられたところの建 賃貸人とその妻が援助を必要とすること、 賃貸人らを援助する心構えをしているところの賃貸人らの孫とその妻によって本件住居が必要とされるこ 年金つき退職の後ゆっくりとより狭い住居を探すことができるとい および、 賃借人は、 彼らの健康にとって危険をはらんだ状態に対して、 おおよそ予測可能ではなかったし、資金調達が確 適時に代替住居の調達に心を配ることを怠ったと ⑥賃貸人は、祖父母である賃貸 一九九九年 要求でき . う

153

0) 事情から賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案を整理しておくと、 最後に、 代替住居の調達が問題とされ、 結論として、 賃借人にとっての 次のようである。 「苛酷さ」 が否定された事案におい て、 その他 ないことではなかったと判断された場合である。

判例においては、条文の文言にしたがって、 第一に、一九六七年一二月二一日に公布されたところの「賃貸借法の規定の改正に関する第三次法律」が妥当する以前の裁 BGB旧五五六a条は例外的な規定として取り扱われていたし、代替住居の調達

問題とされた事案においても、 賃借人にとってより厳しい解釈がなされていたようである。 そのような裁判例は、

次のような場合である。

な 13 供らをかかえて可能でなかったことは、本件使用賃貸借関係の継続のために必要であるところの個々の場合の特別な事情では 知期間 ためのむだな努力という事実は、本件解約告知に対する異議の理由として、正当と認められることはできないと判断された場 代替住居の獲得についての最近の賃借人の多数の試みは失敗に終わった。しかし、 のであるから、 ②賃借人は、 現在なおすべての事案の圧倒的な大多数において、代替住居は、 ごの範囲内でほかの住居を見出すことは、 ①賃借人は、 このことに依拠した解約告知に対する異議は、 未成年の四人の子供らをかかえて、 社会扶助の受領者であり、 賃借人にとって、 福祉手当をもらい、 一二歳と一六歳との間の年齢の三人の子供らをかかえていた。 賃借人のわずかな収入において、 通例の要件に該当し、 その解約告知に異議を述べる賃借人らの自由にならな 新聞配達人として働いていた。 制限された所得関係、 例外的な状況にあてはまらない および、 および、代替住居の しかし、 未成年 ・の四人の子 本件解約告 さらに、 と判断

さ」は否定されている。そのような裁判例は、 13 賃貸人から要求できる代替住居が提供され、 このような事案において、 賃借人は代替住居を調達する必要がなかったという理由から、 次のような場合である。 賃借人はその代替住居を賃借することができたという事情が認められる事 賃借人にとっての 「苛酷

第二に、場合によっては、賃貸人の解約告知が認められたとしても賃借人に適当で十分な住居が残されたという事情、

ある

された場合である。

すなわち、①賃貸人は、ホームレス庁としての賃貸人の義務の枠組みにおいて、 賃借人の本件住居の台所と二つの部屋から

つけ、 が、 もできなかったと判断された場合、 での本件住居の十分な部分が委譲されたままであった。さらに、 居からひとつの部屋だけが取り除かれた後にも、 四平方メートルのひとつの部屋だけを必要とした。賃貸人は、 本件訴訟に先行した交渉において、賃借人らに代替住居を提供した。しかし、 な居住関係にあったところの五人家族をこの部屋に居住させるためであった。 ②賃貸人は、 相当な経済的利用の妨げを理由として、 裁判所の実地調査の結果にしたがって、 医師の鑑定書にしたがって、賃借人は、 壁の決壊によってこの部屋をその横にある小さな台所と結び 賃借人らは、 これに対して、 ひとり暮らしの男性として、 賃借人には、 賃借人の世帯にお これ

住居) に所在するひとつの 賃借人らにとって要求できたと判断された場合、 か もとで、 ③賃貸人は、 る程度の設備の不足にもかかわらず、 したがって、賃借人らは、訴訟の係属の前に、賃貸人のほかの住居を賃借することができたのであり、 て生活する世話人を通しての世話を必要としなかったのであるから、世話人を居住させるためのひとつの部屋を請求すること に関する使用賃貸借関係を解約告知した。しかし、本件住居に関する使用賃貸借関係の終了によっても、 その住居は客観的な考察にしたがって賃借人らにとってなおより有利であったため、五階から一階に転居することは、 本件使用賃貸借関係を解約告知した。 本件建物の五階に所在する本件住居と同じ広さの一階に所在する住居を賃借人らに自由に使わせるという条件の 屋根裏部屋を備えたひとつの部屋から構成されていた他方の住居が、 部屋から構成されていた住居を賃借していた。賃貸人は、本件の二つの住居のうちのひとつの住居 それがこれまでの居住関係に対応する場合、 しかし、賃借人らは、この一階の住居に入居するという申し出を拒絶した。し ④賃借人は、二つの独立した使用賃貸借契約によって、 要求されることができたと判断された場 ひとり暮らしの賃借人に残されたので 本件使用賃貸借関係を解約告知した その提供を受け入れなかった。 そのような賃借は、あ それぞれ、 本件建物 本件住 浴室 (本件 ŧ

155

1

に、 0) という申出をした。 その空間を賃借人に委譲し、 が イ ⑥賃借人は、 点では、 歳もしくは二七歳の息子らの居住の必要を満たすところのまた別の四つの部屋から構成されていた住居を自由に使える。この 本件住居に関する使用賃貸借関係の終了によっても、賃借人らは、本件建物において、なお、 15 あ ッ 転居を意図したことを知ったあとで、 るから、 賃借人に対して、 マルクの賃料の本件住居にひとりで居住していた。賃貸人らは、賃借人との本件使用賃貸借関係を解約告知したが、 屋 本件建物の三階左側に所在する三つの部屋から構成されていた本件住居、 から構成されていた住居の賃借人であった。賃貸人らは、本件住居に関する使用賃貸借関係を解約告知した。 本件建物の三階右側に所在する住居をもって、要求できる条件の相当な代替住居が意のままになると判断された場合、 賃借人は、 本件建物の屋階に所在する四つの部屋等から構成され、一〇八:二八平方メートルの広さで、 しかし、賃借人は、この申出を断った。このような事情において、賃貸人が賃借人に適当な代替住居を提 代替住居を調達する必要がなかったと判断された場合、 本件建物の一階に転居する可能性を提供した。すなわち、賃貸人らは、 賃借人は、 こ の 一 賃借人に対して、 階の空間が入居可能になるまで、これまでの本件住居にとどまることができる 階の賃借人の退去のあとで月あたり六五○ドイツマル ⑤賃借人らは、 および、 本件建物の三階右側に所在する四つ 賃借人ら、 別々の使用賃貸借契約にもとづ 本件建物の および、二人の二九 月あたり六二〇ド 階の空間 クの 0 しかし、 賃料で 賃借人 同 時

できないことを証明しなかったという理由、 それ以外の事案は、 ひとことでまとめるとすると、賃借人が相当な代替住居が要求できる条件で調達されることが あるいは、 賃借人が代替住居の調達義務を果たしたことを証明しなかったという

場合である。

供した場合、

賃借人は、

賃貸人の「自己必要」に対して、代替住居が欠けていることを主張することができないと判断された

場合である

5 引 が らなかった。さらに、 をもっていたと判断された場合、 かった。これに対して、賃貸人は、賃貸人の現在の業務執行者に格安の社宅を自由に使わせるというきわめて大きな利害関係 ばならなかった。 0) 借人らは、 賃貸人は、賃借人が定年に到達したために賃貸人との雇用関係から退職したあとで、本件使用賃貸借関係を解約告知した。 賃貸人(地域健康保険組合) に、賃借人らは、 という可能性、 できなかったと判断された場合、 の代替住居の調達義務を果たしたことを証明しなかった。賃借人は、代替住居のためにより高い賃料をも甘受しなければな かれた限界の範囲内において、 すなわち、 いつ賃借人が定年に到達したために賃貸人の雇用関係から退職するのかという時点を長い間予見することができた ①賃借人らは、 適時に、 および、 明確な尋問にもかかわらず、賃借人らの収入関係および財産関係を公にすることを怠った場合、 すなわち、賃借人らは、新たな自宅という代替住居の調達について、 賃借人らの自由になる資金から判断して、賃借人らは相当な代替住居を調達できないと考えられること 仲介業者に仲介を依頼するという可能性が存在したが、賃借人らは、このことを行わなかった。 比較的長い解約告知期間の満了のあとで賃借人らの新たな自宅が完成されていたことに配慮しなけれ のもとで、 比較できる住居を相当な条件で見出さないことを証明しなかった。 ③代替住居の調達義務は、賃借人らが、賃借人らの健康と経済的な関係によって賃借人らに 真摯かつ集中的にほかの住居の調達を得ようと努めるということであるが、 ④賃借人は、その解約告知の書面の到達から、 業務執行者として働いていたが、賃貸人から、 代替住居を得ようと努めなければならない。 社宅としての本件住居を賃借していた。 その義務を適時に果たしたとはい 住居の交替を得ようと努める 賃借人らは、 ②賃借人は、 、えな

第五六巻

第三号

(二〇二三年

十二月)

賃

彼

て、 的 人 借人は、 家族をもたないひとり暮らしであった。そのことから、転居することは、 すでに新たな住居を得る見込みがあることからも、二人の小さな子供らをもっているという事実は、 単に指摘したことは、 本件賃借物の近くにおいて、 ならない。また、賃借人は、代替住居調達義務を履行したことを立証的に説明しなければならない。したがって、 および、 うこれ以外の要件のもとでのみ、 要求できる条件の相当な代替住居が存在しない場合さえも、 の側から、賃借人の財産関係が、新たな住居を見出すことが賃借人に可能でないようにわずかであることは申し立てられて 代替住居を見出すことが賃借人らに不可能であることにプラスの材料を提供しなかったと判断された場合、 経済的 場合によっては転校にさらされなければならないところの就学義務のある子供らをもたないからである。 国家の官庁を介入させることを通して講じた場合にのみ、 に要求できるところの相当な代替住居を獲得するためのすべての措置を、 十分でないと判断された場合、⑤賃借人らは、二人の小さな子供らをもっていた。 比較できる、かつ、 継続の請求権を有する。賃借人が、その解約告知を受け取ってから、 要求できる住居は獲得されることができないという住居の仲介業者の情報を 賃借人は、 代替住居調達義務を果たしたことが受け入れられなければ 十分なやり方において代替住居を得ようと努めたとい 賃借人に要求されることができた。 特に、広告の依頼、 今日の住居の供給にお むだに、賃借人に個人 しか 仲介業者への委託、 というのは、 Ų 賃借人らが、 ⑥賃借人は、 賃借人らが 賃借 賃

代替住居を要求できる条件で調達できないという結論を正当化しなかった。すなわち、S事務所との仲介契約から判明したよ

ことを真摯に得ようと努めたことを証明した。

本件解約告知の書面を受け取ってから、

13

なかっ

た場合、

⑦賃借人らは、

より広い住居に関する新聞の切り抜きおよび仲介業者の申出の提出によって、

少なくとも三つと半分の部屋から構成されていた住居を賃借し、

あるいは、

購入する

賃借人らが

賃借人らが相当な

しかし、このような探索がこれまで成果のなかったことは、

賃借人らは、賃借住居のために今や一○○○ドイツマルクまで支払う心構えをしていたし、そのような状態にあった。 賃借人らは、住居所有権のために四〇万ドイツマルクまで支出するつもりであることが判明した。 なお受け入れられる 他方において、賃 しかし、 その 159

うに、

人の成人と四人の子供らをもった外国人であった。しかし、 賃貸人は、現役のドイツ連邦国有鉄道の職員の居住のために、賃借人との本件使用賃貸借関係を解約告知した。賃借人は、二 イツ連邦国 判断された場合、 のような事情によって、 借人らの息子にピアノの演奏が可能にされているところの代替住居を調達することが場合によっては困難であるとしても、 り 障害が五〇パーセントであるところの賃借人・一には関係がなかった。 て、住居を探すことについての妨げは、一〇〇パーセントの重度身体障害であるところの賃借人・二にだけ関係があり、 賃借人らは、 あったと判断された場合、 貸人らによって挙げられた理由は、 四つの部屋から構成されていた住居が、賃借されるか、もしくは、購入されることができると判断される。 このような価格において、 それをもって、 仲介会社の書状から、 有鉄道において働いていたため、本件住居を賃借していた。その後、 賃借人らと使用賃貸借契約を締結する心構えをしているところの賃貸人はいない、とは申し立てなかった。 ⑩本件建物は、 自己および妻のために住居を探す状態にあるとも考えられなければならなかったと判断された場合、 相当な代替住居が要求できる条件で調達されることができないことが証明されたことにはならないと ⑧確かに、 当裁判官の経験にしたがって、 ドイツ連邦国有鉄道から、 本件使用賃貸借関係の継続が賃貸人らに要求されることができないほど強く重大なもので 賃借人らは、 「苛酷さ」についての理由として、重大な障害と病気を申し立てた。 シュトゥットガルトおよびその周辺において、 賃借人は、二人の娘らをもち、これらの二人の娘らは、 賃貸人 (鉄道住宅地会社) 賃借人・一は、 賃借人が退職してから四年が経過したあとで、 に用益賃貸されていた。 自分自身の原動機つき車両をもってお 賃借人は、 自分自身 9負 ド そ

は、 0) 比較的賃料も安く品質もよい住居に乗り換えることができないことを、 とんど一四○平方メートルの広さの四つと半分の部屋から構成されてい 分ではなかった。賃借人は、単身者として、家族よりも、 を詳細に説明しなければならなかった。もっぱら、 分に説明しなかった。 ほとんど集中的ではないだけ、限定された領域においてだけ、比較できるほど安い住居だけを得ようと努めた場合、 と八ヶ月を越えて以来、 のような賃料価格において、諸々の住居が、 できた。 職業上の収入をもっており、 確かに、 これらの収入をも考慮に入れると、 これまで相当な代替住居を見出さなかったことを申し立てたが、 住居市場における周知のように困難な状況にもかかわらず、賃借人は、 本件住居が賃貸人によって事業の構成員のために必要とされることが周知であった期間 彼女らが自宅に居住しているあいだは、 シュト 平均以上に高い賃料の住居を賃借することも賃借人には全く可能であったし、こ 住居を見出すことが外国人にとって困難であることを指摘するだけで、 ゥットガルトの地域においても見出されることができた。 なおよりよい出発の機会をもつと判断された場合、 なるほどと思わせなかった。代替住居が欠けているこ 何の問題もなく、 た住居に頼らざるを得ない しかし、代替住居についての賃借人の努力を十 共同の住居の賃料に協力することが 代替住居を見出す賃借人の試み Ų より狭く、 賃借. 迎賃借人は、 0) そのために 間 ⑪賃借人 ただ ほ + 年

とを引き合いに出すところの賃借人は、将来の居住関係のある程度の悪化をも甘受しなければならないと判断された場合、 13

より狭い住居で満足することが要求されなければならなかった。フライブルクの住居市場における困難な諸関係を考慮に入れ ていた住居を得ようと努めたが、 を住居共同 賃借人は、 ひとり暮らしの人であると考えられ、 体の目的のために転貸借していた。 賃借人は、ひとり暮らしの人であると考えられなければならないのであるから、 賃借人は本件解約告知の後もう一度四つの部屋ないし五つの部 一五四平方メートルの広さの六つの部屋から構成されていた本件住居の部屋 屋 から構成され 原則として、

果、 わ を調査したことは正しかった。しかし、なぜドルトムントのより大きな住宅会社のどれにも依頼しなかったのかという点が問 しかし、 のところ住居市場におい た住居の指摘を究明しようとしなかったという賃貸人の具体的な申立てを反論の余地なくさせておいた場合、 代替住居を求めるどんな種類の努力も説明しなかったのみならず、逆に、賃借人が同一の通りにおける自由に使えるようになっ ところの賃借人にだけ要求されることができる。 果なく残ったことを説明しなければならない。 れなければならなかったし、 このような努力は、 仲介業者を介入させることは、 て相当な隘路が存在した。さらに、 なお、全く十分であると考えられることもできなかった。確かに、賃借人らが新聞における申出 仲介業者を介入させることもまた、当然であったと判断された場合、 必要な努力の範囲に関して、確かに、個々の事案の事情が重要である。 その賃借人の経済的な可能性にしたがってこのことをあえてすることもできる 代替住居調達義務は、 賃借人らは、 有効な解約告知を受け取ると同時に始まる。 代替住居を調達するために相当な努力を費やした。 ⑥相当な代替住居が要求 15確かに、 賃借人は その結

161

南学院大学法学論集

ない。 木 大臣の情報を引き合いに出した限りで言えば、このような情報は、 わった努力に関して、 することを受け入れることに行き着かせなかったと判断された場合、 常に必然的にともなうところの通例の事情および煩わしさを越えて、賃借人において特別な「苛酷さ」についての理由 したことが必要であるが、賃借人は、 できる条件で調達されることができないという要件のためには、賃借人が要求できるやり方において代替住居を得ようと努力 .窮の描写についてのデァ・シュピーゲルの報告を引き合いに出すことは、 もっぱら、 賃借人が養成専門教育の状態にある彼女の息子と一緒に本件住居に居住していたという事情だけで、 説明・証明の義務がある。 具体的に代替住居の調達を得ようと努力したことを主張しなかった。ベルリンの 賃借人らがこのための証明について建築・住居制度のためのべ 具体的な努力に関する主張の代用をするのに適当でなか ⑪賃借人は、 そのような具体的な努力の代用をすることができ 相当な代替住居の調達 のための ル デリン ソ 不成 転居が 0) 功に終 「が存在 政 府

という点、 じて具体的に代替住居を得ようと努力したのかどうかという点、 か かったと判断された場合、⑱賃借人らは、子供らをもたない共稼ぎの夫婦であり、賃借人(夫)は建築家であった。そのこと 住居を得ようと努力したことがさらにつけ加わらなければならない。賃借人らは、このことを十分に委曲を尽くして果たさな できなかった。 引き合いに出されたところのベルリンの住居市場における一般に不適切な住居についての状況もまた、 代替住居の探索における賃借人らの経済的な障害は、 および、 要求できる条件の相当な代替住居が欠けている場合においてさえも、 そのような努力が成果のないままであったことを申し立てなかった。賃借人らは、 明らかでなかった。そのことを超えて、賃借人らは、これまで総 どのようなやり方において代替住居を得ようと努力したのか 賃借人は要求できるやり方におい 十分に、用心のために 何も変えることは

代替住居を得ようと努力する機会を有した。「住居市場における一般に周知の状況」ならびにデュッセルドルフにおいて「数

た目 は、 ŧ 適当でなかったと判断された場合、②賃借人は、ひとりで本件住居に居住していた。代替住居を見出すことについての困難さ させることをしなかった。 民階層に属さないところの賃借人らは、ひとつの自分自身の新聞広告だけの掲載を依頼し、住居を探すことに仲介業者を介入 の理由ではないと判断された場合、 方において、 らの猫を手離すことが、そのとき唯一の可能性であるということになるとき、 かかわらず、 裁判所にも周知であった。 的物を吟味すらしなかった。 制限された経済的な給付能力は、 賃借人らは、 本件使用賃貸借関係が一九八九年一一月一四日に終了することは賃借人らにとうに周知であったに 第一 しかし、たとえ代替住居を見出すことについての困難さが広範囲に肯定されなければならない したがって、代替住居の調達が不可能であったという証明をするという賃借人らの努力は、 審判決に引き続いてはじめて新聞広告を申し込んだ。 ⑩共稼ぎの夫婦でドイツの国籍を持つ者として決して住居市場において不利に扱われる国 BGB旧五五六a条の枠組みにおいて考慮に入れられなければならないところ 賃借人らに要求されなければならなかった。 賃借人らは、 賃貸人によって斡旋され 他

開始したとき、 に、賃借人らの子供らの豊かさは、 たため、 られたところの障害者に適合した建物の建築に出資するために、賃借人らに賃貸された本件建物の売買に頼らざるを得なかっ ないと判断された場合、 ものであると評価されることができなかったと判断された場合、 より長い明渡期間 安く質もよい住居のための住居市場の荒廃した状態は、 能性は受け入れられることができなかったと判断された場合、⑳ハンブルクにおける住居市場の荒廃した状態、 としても、ベルリンにおいて恒常的に行われる住居の交替にかんがみて、これまで、要求できる条件の代替住居の獲得の不可 相当な経済的利用の妨げを理由として、 職業活動に専念する状況でもなかったし、継続して自分自身のことを配慮する状況でもなかった。賃貸人は、 本件使用賃貸借関係の契約にしたがった終了が賃借人またはその家族にとって苛酷であると説明するために十分で 賃借人らの家族には四人の子供らが属していたが、 (一○ヶ月)を認めることによって、このような事情が顧慮されることができないほど、 ②本件使用賃貸借契約の締結後に著しく悪化したところの交通事故による障害の結果にもとづいて、 原則として、「苛酷さ」についての理由として正当と認められている。 本件使用賃貸借関係を解約告知した。 裁判所に周知であった。 ◎賃借人が住居市場における緊張した状況を一般的に指摘す 本件訴訟が経過するうちに五人目の子供が生まれた。 しかし、 これに対して、 ほかの住居を見出す見通しは、 本件使用賃貸借関係 というのは、 完全に排除された 特に、 賃料も なお、 代替 始め 確 か が

る場合、 住居

本件建物は、

証拠調べの結果にしたがって、

が、

今日の住居市場

の状況において、

きわめて困難に見出されうるからである。

しかし、

本件使用賃貸借関係

が維持され

実際に譲渡されることができないか、

あるいは、

せ 15

ぜいのところ、

相

所有権者としての賃貸人の

賃借人らは、こ

処分権限の制限を結果としてともない、そのような制限は、

基本法一四条と一致できない。その他の点では、

当な経済的な損失をともなって譲渡されることができる。本件使用賃貸借関係を継続することは、

れた場合、 あろうと、 じるのではなく、 かさは、 ようになるまで一緒に居住しなければならなかった場合、 貸借関係が継続されるならば、 代替住居の調達は、 「苛酷さ」についてのひとつの理由でありうる。 代替住居の調達のための賃借人らの努力等々についてであろうと、 ②賃借人は、 もっぱらそれ自体だけで、賃借人らの継続の請求を理由づけるために十分でなかった。 むしろ、そのことと結びつけられたところの代替住居を調達するときの困難さから生じる。 相当な代替住居を求める賃借人の名目上の努力についての申立てを、 家族の経済的な可能性にも依存する。これについて、 喘息にかかった賃貸人らの息子は喫煙者である証人とさらに引き続き本件住居が自由 しかし、この「苛酷さ」は、 26賃借人らが、 その家族の大きさ、 賃借人らの十分な申立てが欠けていたと判断さ 全部で、賃借人らの可能性そのものについてで 通例、 子供らの豊かさそれ自体から生 しかるべきやり方において、具 および、 住居市場の 確かに、 しか 子供らの豊 状況を単に に使 他方ま

新 できないことを主張した。 断された場合、 とができなかった。 ならびに、 連絡をとり、 発行してもらった場合、それは十分でなかった。賃借人が、 対応する努力が、 おいて賃借人に特に困難であるとしても、 体化しなかった。 聞広告の接続および対応する新聞広告を読むことを通して行われる場合である。賃借人が現在住居についての資格証 賃借人は、 内容についての具体的な申立てが欠けていたために、 個人的なつながりをも得ようと努めた」のかどうかという点は、このような努力の場所、 ②賃借人は、 たとえ賃借人と彼の大きな家族のために新たな住居を相当な条件で見出すことが一般的な住居市場の状況に また、 賃借人が代替住居の獲得のために具体的な努力を行ったこと、 定の方法をもって、 仲介業者A・B・Cの手紙もまた、 しか 賃借人が長期失業者であり、 į 賃借人が住居市場における現在緊張した状況を引き合いに出す場合、 そして、 対応する努力は、 対応する立場 その理由から、 福祉事務所や住居についての役所を「何度か訪れ」、「仲介業者と 次の場合に、 その住居の探索のやり方および集中性を認識させなかったと判 (役所、 住居使用賃貸借契約の望まれた条件に関して、 仲介業者等々) そのほかのコストの安い代替住居を獲得することが はじめから見込みのないわけではない。 および、これらの努力が不成功に終わった の要求しうる介入のもとで、 時 それは十分でな 間 お 判断されるこ よび、 すなわち、

調

達義務が十分に履行されたとはいえない。賃借人によって行われた努力の集中性は、

③賃貸人は、賃貸人の息子とその家族のために、「自己必要」を理由として、

期待されなければならない要求にも対

本件使用賃貸

モルゲンの三つの住居についての新聞広告に書面によって返事をしたことをもって、

②今日の住居をめぐる状況にかんがみて、

賃借人が、

六ヶ月

0)

期間

0

範

囲内にお

賃借人の代替住居

しかし、このような証明が欠けていた。そのような努力は、もっぱら住宅局における届出だ

17

ンハ

イマー

けで埋め合わせられないと判断された場合、

ことを証明しなければならない。

応しなかったと判断された場合、

代替住居が調達されることができない場合にのみ存在する。このことは、 15 ないが、 かという点を説明しなかった。 親を通して、 犠牲とも結びつけられた措置を講じ、 得ようと努力しなければならないことを前提とする。賃借人は、個人的および経済的に賃借人に要求できるすべての資金的 することができることから出発できるところの高度の能力が要求される競技スポーツ選手であった。 同 世界最高のエペ競技者に属し、 九九二年または一九九三年の終わりまで、 しかし、このことが、 二人の仲介業者に委託したことだけを申し立てた。 何故、 確かに、 仲介業者を通してより強く住居を探すこと、 必要な場合には仲介業者をも介入させる場合にのみ、 賃借人は彼の勉学およびスポーツ活動によって時間的に強く制限されているかもしれ メダル獲得の見通しをもって、翌年(一九九二年)のバルセロナオリンピックに参加 賃借人を妨げたのか、 賃借人は、 BGBの文言にしたがって、 および、妨げているのかという点を、 本件解約告知以来、 および、 控訴審において賃借人らが代替住居の 仲介された住居の時々の検分につ 当該義務を果たす。 どのような努力を展開 歯科学の学生であったし、 賃借人が、 しかし、「苛酷さ」 相当な代替住居が要求 ほとんどすべて、 賃借人は、 賃借人は立証 代替住居を たので したの 両 な

よび、 しろ、 た。 に で調達されることができないことが証明されているときにはじめて、 ける困難な住居についての状況だけで、この「苛酷さ」の要件を満たすことはいまだにない。賃借人の個人的・家族的 収入が自由になり、 成人し職業に従事していたのであるから、 その理由から、 0) 明しなかったと判断された場合、 よって選んで決められたスポーツ上の責務によって追加的に負担がかけられていなかった場合にも、 たとみられるが、 的 彼らの二人の息子らとともに本件住居に居住していた。しかし、賃借人(夫) に説明しなかった。 現在の本件住居においては、 済的 賃借人のスポーツ上の大望は重要でなかった。 一階、 な事情を考慮に入れて、 賃借人らは、代替住居を探すときに、一階の住居あるいは障害者に適合した住居に限定されていなかった。 賃借人の勉学は、 明らかにより高い住居を賃借することを賃借人らに許容すると判断された場合、 ならびに、エレベーターを備えた建物におけるすべての住居が考慮に値する。また、 賃借人は、 ③

賃借人

(夫) 代替住居の調達について、 上階の住居にかかわる問題であり、 なお試験の段階にはなかったし、 住居についての状況にかんがみて、 賃借人らの家族がさらに引き続き一緒に居住しようと決めていたとすれ は、重度の身体障害であり、 賃借人は、 賃借人のスポーツ上の利益と勉学との結合によって妨げられてい 賃貸人らの利益と比較衡量されなければならない 代替住居の調達について、 BGB旧五五六a条一項にしたがった比較衡量 その住居は障害者に適合した設備をもってい 賃借人のために、 賃借人らは、成人し職業に従事しているところ の歩行障害は、 相当な代替住居が要求できる条件 役割を演じることができなか 本件解約告知以来、 ③もっぱらベルリンにお 妨げられていたことを説 賃借人らの息子らは なかった。 賃借. 相当な 枠組み 「苛酷 人に お

若

が存在する。

しかし、賃借人らは、

重大なことを申し立てなかった。賃借人らにおいては、

真摯な集中的な努力にもかかわらず、

成果な

規則正しい収入をもつ比較的

い子供のない夫婦にかかわる問題であり、このことを顧慮して、賃借人らは、

う れた場合、 何故記載された住居の賃借が可能でなかったのか、あるいは、 0) をとらえることは、 れるほど、不適切ではないと判断された場合、③本件解約告知以降、代替住居の獲得のためにすべての必要で要求できる措置 要求されなければならなかった。 探索は、 ③賃借人は、 原則として、 どのような市区が探索に含められていたのかという点、 仲介業者かR市に問い合わせること、 賃借人の義務である。賃借人は、その場合に、ある程度の悪化をも甘受しなければならないし、 これまでの居住地域に限定されてはならない。 特別な 「苛酷さ」のための理由を詳細に説明しなければならない。 。また、 賃借人らの経済的な諸関係も、 あるいは、 要求できなかったのかという点を認識せしめなかったと判断さ 自分自身の住居探しの広告を依頼することが、 賃借人の記録文書は、 代替住居の探索がはじめから見込みのないように思わ いつ賃借の努力が始められたのかという点、 賃借人が要求できる代替住居を見 新しい住居をも探され 代替住居 たのかど

六五 新聞 場合、 きる住居が等しい条件で意のままになることを要求しない。 み広告を出されてい あ 担できるのか、および、 を見出すことができなかったのかという点について、どんな申立ても欠けていた。どのような賃料が賃借人らのためになお負 13 講じたの 負担できる限り、 n 約告知を受け取ってから、 の具体的 出さないことを引き合いに出すならば、 ŋ ることを申し立てたが、 から、 〇 ユ ヿ このことが場合によっては起こりうる住宅補助金に対する請求権をも含めた家族の収入を考慮に入れて賃借人にとって 賃借人らの収入にかんがみて、代替住居をもつ余裕がなかった、と申し立てた。しかし、賃貸人は、 ③七○歳と七三歳の賃借人らは、 より高い賃料の住居もまた、考慮に取り入れられなければならないことに行き着く。 かという点を説明しなかった。 な申立てが、 本件住居の周辺の地域における代替住居に関する多数の新聞広告を提出した。事実、比較できる目的物が、 口 か らの より高い賃料をも甘受しなければならない。 る 価格で、 これに属する。 住宅補助金に対する請求権が存在するのかどうかという点についても、 BGBは、 相当な代替住居を得ようと努力するように義務づけられている。 しかし、 すなわち、 どのような措置を賃借人らがとらえたのか、 相当な住居が要求できる条件で意のままになることだけを考慮に入れるのであり、 緊張した住居市場についての状況の一般的な指摘は、 賃借人が相当な代替住居を見出すためにどのような努力を講じたのかという点のため 比較できる代替住居は、 確かに、 本件住居の賃料よりもおよそ一〇〇ユーロ 賃借人らは、 このことは、 賃借人らは、対応する住居を見出すために、どのような努力を 賃借人協会の書面において、 月あたり一千ユーロでのみ手に入れられることができるの その土地で慣習になっている比較賃料を越えないと および、 ないし一五〇ユーロより高 何故賃借人らがこれまで相当な住居 賃借人らが住居の探索をめざして 十分でない。 その場合に、 確かに、そのとき必要な金額は、 あらゆる申立てが欠けていた 賃借人は、 賃借人は、 ブレーメンの日刊 い賃料価格での 必要とあ 正当な解 比較で およそ

0) 代替住居を見い出すために、 し 居 借人が、 こで、比較できる住居が、 えられる賃貸人との接触において、 の申立てのもとで、 相当な代替住居は、 されていた住居などのような比較的安く品質もよい住居に乗り換えることもまた、要求できる。賃貸人によって提出された住 住居であるが、しかし、 慮に入れられなければならない。それに加えて、 13 づいて、 賃借人らの居住 賃借人らの経済的な諸関係にかんがみて、 かし、 欠乏状態は存在しないこともまた、考慮に入れられなければならなかった。 の広告にもとづいて、 という事案を対象にしていない。 代替住居を探索する義務は、 特に有利な住居を去らなければならないし、その土地で慣習になっている市場価格の比較できる住居をもつ余裕がな これまでの賃借人の生活様式における深刻な変化を受け入れるように義務づけられていない。 の質における著しい転機を受け入れなければならないことに行き着く。 賃借人が代替住居を手に入れるために個々に何を行ったのかという点を説明しなかった。その場合に、考 十分な程度において、意のままになると判断された場合、 唯一の相当な住居ではない。賃借人らの収入関係を考えて、賃借人らにとって、三つの部屋から構成 Pのこの区域および周辺の地域において賃貸のために存在するところの提供物件を考慮に入れると、 住居の不足にもとづいて、 一八ヶ月そこそこの期間を自由 このような理由から、 何故賃借することにならなかったのかという点もまた、 原則として、 困難にのみ調達されなければならない。このことは、場合によっては、 庭つきの建物は、年金生活者夫婦 その解約告知の到達とともにはじまった。したがって、 意のままにならないという事案を対象にしているのであり、 比較できる住居は、 に使用できた。 そのときに、 ⑧賃借人は、独身者であったが、失業していた。 賃借人は、 その土地で慣習になっている比較賃料まで、 (賃借人ら) にとって、 賃借人は、 立証的に、 アンスバッハ 説明されなければならない。 確かに、 具体的な証明できる事実 の地域 しかし、 その明 賃借人は、 確かに、 におい B G 賃借人らが、 しかし、 В は、 好まし 適当な もつ 住居 考 賃

てた。 ぱら、 についての努力が詳細に述べられなければならなかった。代替住居を探す義務は、 断された場合、 他方において、 今や長年のドイツにおける賃借人・一の滞在にもとづいて、 の高齢にもとづいて要求されることができないほど、 て代替住居を探すことが、賃借人らに要求されなければならない。賃借人・二は、六九歳で、 居住地域は、 された場合、 代替住居の探索が賃借人の失業のために不成功に終わるという一括した推測だけで、このために十分でなかったと判断 確かに、 その住居の直接の周辺の地域に住み慣れるために、 ③賃借人らは、 ハンブルクにおけるきわめて高価な居住地域に属しているからである。しかし、 賃借人・一は、 ⑩賃借人らが比較できる住居を要求できる条件で獲得することができなかったことについて、 賃借人らは、 これまでの居住地域において要求できる代替住居を見出さないだろう。 わずかな収入だけをもっており、 ほかの市区に転居するときにも、 高齢ではない。賃借人・一は、ドイツにおいて生まれたのではない者と より長い時間を必要としたかもしれない。 新たな市区になじむことは賃借人・一にとってより容易であり、 本件建物の付近に代替住居をもつ余裕がなかったことを申し立 全部の社会的な接触を断つように強いられていなかったと判 原則として、その解約告知の到達とともに ほかの市区に転居することが彼 ハンブルクのほ というのは、 しかし、 代替住居 かの 方において、 これまでの 市区にお の調達

時

点から、

る住居を獲得することができなかったことを、

はじまるが、そのために、何ひとつ申し立てられていなかった。賃借人らは、

より高いる,

「い賃料もまた(たとえば、その土地で慣習になっている賃料まで)、受け入れられなければならないし、

これまでの居住地域においてだけではない。現在の賃料もまた、絶対的な経済的上限を意味しない。

代替住居を得ようと努力するように義務づけられている。この努力は、

全く具体的に証明しなかったと判断された場合、

その地の地域において、相当な条件で比較でき

④賃借人は、

その解約告知

相当な代替住居に限られるが、

かし、

原の

必要とあれば、

Ⅱの二の2の③以下の目次の詳細は、 連載を進めるなかで明らかにする。

871 拙著・前掲注(3)一六九−一七○頁、二一○−二一一頁参照

872 LG Landau in der Pfalz ZMR 1992,396

参照。 LG Landau in der Pfalz ZMR(Fn.872),S.396. なお、地方裁判所の論述の詳細については、拙著・前掲注(3) 一六九-一七○頁、二一一頁

 $\widehat{874}$ LG Landau in der Pfalz ZMR(Fn.872),S.397

875 LG Landau in der Pfalz ZMR(Fn.872),S.397

876 LG Bonn WuM(Fn.84).

877 LG Bonn WuM(Fn.84),S.610

LG Bonn WuM(Fn.84),S.610f.

878

 $\widehat{879}$ AG Dortmund DWW 1993,238

880 BGB旧五六四ト条四項については、 前掲・注 201

881 AG Dortmund DWW(Fn.879),S.238

882 AG Dortmund DWW(Fn.879),S.238

883 AG Dortmund DWW(Fn.879),S.239

884 AG Dortmund DWW(Fn.879),S.239

 $\widehat{885}$ AG Dortmund DWW(Fn.879),S.239

LG Berlin GE 1993,1219

西南学院大学法学論集

第五六巻

第三号 (二〇二三年 十二月)

- LG Berlin GE(Fn.886),S.1219
- LG Berlin GE(Fn.886),S.1219
- LG Berlin GE(Fn.886),S.1219
- 890 AG Lörrach WuM(Fn.468).
- 891 AG Lörrach WuM(Fn.468),S.704
- 894 893 892 AG Lörrach WuM(Fn.468),S.705.
- LG Hamburg ZMR(Fn.893),S.265 LG Hamburg ZMR 2003,265.
- 895 LG Hamburg ZMR(Fn.893),S.266
- 897 896 LG Hamburg ZMR(Fn.893),S.266 LG Hamburg ZMR(Fn.893),S.266
- 898 拙著・前掲注(3)二二九一二三一頁参照
- 899 OLG Köln ZMR(Fn.482).
- 900 OLG Köln ZMR(Fn.482),S.34.
- 901 OLG Köln ZMR(Fn.482),S.35.
- OLG Köln ZMR(Fn.482),S.35f
- 903 902 OLG Köln ZMR(Fn.482),S.36
- LG Bremen WuM(Fn.487).
- 904
- LG Bremen WuM(Fn.487),S.334.
- 906 905 LG Bremen WuM(Fn.487),S.334.
- 907 AG Ansbach ZMR 2006,938
- AG Ansbach ZMR(Fn.907),S.938
- BGB五七三a条一項一文は、BGB旧五六四b条四項一号と同じように、「賃貸人は、賃貸人自身によって居住されたところの二つより多

- 解約告知することができる」、と規定する。 くない住居を備えた建物に所在する住居に関する使用賃貸借関係を、BGB五七三条の意味における正当な利益を必要とすることなしにも、
- 910 AG Ansbach ZMR(Fn.907),S.938.
- 911 AG Ansbach ZMR(Fn.907),S.938
- AG Ansbach ZMR(Fn.907),S.938
- $913 \ 912$ AG Ansbach ZMR(Fn.907),S.938f AG Hamburg ZMR(Fn.491).
- AG Hamburg ZMR(Fn.491),S.453
- $916 \ 915 \ 914$ AG Hamburg ZMR(Fn.491),S.454 AG Hamburg ZMR(Fn.491),S.454
- 919 918 917 LG Berlin ZMR 2012,15.
- LG Berlin ZMR(Fn.918),S.16.
- 920 LG Berlin ZMR(Fn.918),S.16f.
- 921 LG Berlin ZMR(Fn.918),S.18.
- 922 LG Berlin ZMR(Fn.918),S.18.
- LG Dessau-Roßlau NZM 2017,326.
- LG Dessau-Roßlau NZM(Fn.923),S.326

 $\widehat{924}$

923

- LG Dessau-Roßlau NZM(Fn.923),S.327
- LG Dessau-Roßlau NZM(Fn.923),S.327